

信託法

第一章 総則（第一条—第十三条）	第二章 信託財産等（第十四条—第二十五条）	第三章 受託者等（第十六条—第二十八条）
第二節 受託者の義務等（第二十九条—第三十九条）	第三節 受託者の責任等（第四十条—第四十七条）	第四節 受託者の費用等及び信託報酬等（第四十八条—第五十五条）
第五節 受託者の変更等（第五十六条—第五十八条）	第六節 前受託者の義務等（第五十九条—第六十一条）	第七節 新受託者の選任（第六十二条—第六十四条）
第八章 受益者等（第六十五条—第六十七条）	第九章 信託財産管理者等（第六十三条—第六十七条）	第十章 第七十九条—第八十七条）
第一節 受益権の譲渡等（第九十三条—第九十八条）	第二節 受益権等（第七十五条—第七十八条）	第三節 受託者が一人以上ある信託の特例（第七十九条—第八十七条）
第四章 受益者等（第五十六条—第五十八条）	第五章 受託者の変更に伴う権利義務の承継等（第七十五条—第七十八条）	第六章 受託者が二人以上ある信託の特例（第七十九条—第八十七条）
第一節 受益権の放棄（第九十九条）	第二節 受益債権（第一百条—第一百二条）	第三節 受益権取得請求権（第一百三条—第一百四条）
第二款 総則（第一百五十五条）	第三款 受益債権（第一百条—第一百二条）	第四款 受益権取得請求権（第一百三条—第一百四条）
第三節 方法の特例（第一百五十五条）	第四節 二人以上の受益者による意思決定の方法（第一百五十五条）	第五節 受益者集会（第一百六条—第一百二十一条）
第一款 信託管理人等（第一百二十二条—第一百三十条）	第二款 受益者集会（第一百六条—第一百二十一条）	第三款 信託監督人（第一百三十三条—第一百三十七条）

第三款 受益者代理人（第一百三十八条——第

則

第一条 信託の要件、効力等については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるとところによる。

(定義) 第二条 この法律において「信託」とは、次条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的(専らその者の利益を図る目的を除く。同条において同じ。)に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとすることをいう。

この法律において「信託行為」とは、次の各号に掲げる信託の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

一 次条第一号に掲げる方法による信託 同号の信託契約

二 次条第二号に掲げる方法による信託 同号の遺言

三 次条第三号に掲げる方法による信託 同号の書面又は電磁的記録(同号に規定する電磁的記録をいう。)によつてする意思表示

この法律において「信託財産」とは、受託者に属する財産であつて、信託により管理又は处分をするべき一切の財産をいう。

この法律において「委託者」とは、次条各号に掲げる方法により信託をする者をいう。

この法律において「受託者」とは、信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をすべき義務を負う者をいう。

この法律において「受益者」とは、受益権を有する者をいう。

この法律において「受益権」とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であつて信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権(以下「受益債権」という。)及びこれを確保するためのこの法律の規定に基づいて受託者その他者の者に対し一定の行為を求めることができる権利をいう。

この法律において「固有財産」とは、受託者に属する財産であつて、信託財産に属する財産でない一切の財産をいう。

この法律において「信託財産責任負担債務」とは、受託者が信託財産に属する財産をもつて履行する責任を負う債務をいう。

11 この法律において「吸收信託分割」とは、受託者の同一とする二以上の信託の信託財産の全部を一の新たな信託の信託財産とすることをいう。
10 12 この法律において「信託の併合」とは、受託者の一部を受託者を同一とする他の信託の信託財産として移転することをいい、「新規信託分割」とは、ある信託の信託財産の一部を受託者を同一とする新たな信託の信託財産として移転することをいい、「信託の分割」とは、吸收信託分割又は新規信託分割を行う。
この法律において「限定責任信託」とは、受託者が当該信託のすべての信託財産責任負担債務について信託財産に属する財産のみをもつてその履行の責任を負う信託をいう。
(信託の方法)
第三条 信託は、次に掲げる方法のいずれかによつてする。
一 特定の者との間で、当該特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の契約(以下「信託契約」という。)を締結する方法
二 特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為を自らすべき旨の意思表示を公正証書その他の書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。第四十九条第五項(第五十三条第二項及び第五十四条第四項において準用する場合を含む。)及び第七十一条の二第三項を除き、以下同じ。)で当該目的(当該財産の特定に必要な事項その他の法務省令で定める事項を記載し又は記録したものによつてする方法

(信託の効力の発生)

第四条 前条第一号に掲げる方法によってされる

信託は、委託者となるべき者と受託者となるべき者との間の信託契約の締結によってその効力を生ずる。

2 前条第二号に掲げる方法によってされる信託は、当該遺言の効力の発生によってその効力を生ずる。

3 前条第三号に掲げる方法によってされる信託は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものによってその効力を生ずる。

一 公正証書又は公証人の認証を受けた書面若しくは電磁的記録(以下この号及び次号において「公正証書等」と総称する)によつてされたる場合 当該公正証書等の作成

二 公正証書等以外の書面又は電磁的記録によつてされる場合 受益者となるべき者として指定された第三者(当該第三者が二人以上ある場合にあっては、その一人)に対する確定

三 日付のある証書による当該信託がされた旨及びその内容の通知

四 前項の規定にかかるはず、信託は、信託行為に停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件の成就又は当該始期の到来によつてその効力を生ずる。

(遺言信託における信託の引受けの催告)

第五条 第三条第二号に掲げる方法によつて信託がされた場合において、当該信託が二人以上あるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、受託者となるべき者として指定された者がされた場合において、当該遺言に受託者となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、受託者となるべき者として指定された者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に信託の引受けをするかどうかを確答すべき旨を催告することができる。ただし、当該定めに停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件が成就し、又は当該始期が到来した後に限る。

2 前項の規定による催告があつた場合において、受託者となるべき者として指定された者は、同項の期間内に委託者の相続人に対し確答をしないときは、信託の引受けをしなかつたものとみなす。

3 委託者の相続人が現に存する場合における前項の規定の適用については、同項中「委託者の相続人」とあるのは、「受益者(二人以上の受益者が現に存する場合にあつてはその一人、信託管理人が現に存する場合にあつては信託代理人)」とする。

(遺言信託における裁判所による受託者の選任)

第六条 第三条第二号に掲げる方法によつて信託がされた場合において、当該遺言に受託者の指

定に關する場合において、当該遺言に受託者の指定期に定めたがいいとき、又は受託者となるべき者として指定された者が信託の引受けをせず、若しくはこれをすることができないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、受託者を選任することができる。

2 前項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

3 第一項の規定による受託者の選任の裁判に對しては、受益者又は既に存する受託者に限り、受託者を抗告することができる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(受託者の資格)

第七条 信託は、未成年者を受託者としてすることができない。

(受託者の利益享受の禁止)

第八条 受託者は、受益者として信託の利益を享受する場合を除き、何人の名義をもつてするかを問わず、信託の利益を享受することができない。

(脱法信託の禁止)

第九条 法令によりある財産権を享有することができない者は、その権利を有するのと同一の利益を受益者として享受することができない。

(訴訟信託の禁止)

第十条 信託は、訴訟行為をさせることを主たる目的としてすることができない。

(詐害信託の取消し等)

第十二条 委託者がその債権者を害することを知つて信託をした場合において、受益者が受託者から信託財産に属する財産の給付を受けたときは、債権者は、受益者を被告として、民法第四百二十一条第三項に規定する詐害行為取消請求をすることができる。ただし、当該受益者が受益権を譲り受けた者である場合にあっては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者が、受益者としての指定を受けたことを知った時(受益権を譲り受けたときは、債権者が受益権を譲り受けた時)において、「知らないかったときは、この限りでない」とあるのは「知つていたときに限る」とする。

て債権者を害することを知つていたときに限る。

て債権者を害することを知つていたときに限る。

(詐害信託の否認等)

第十三条 破産者が委託者としてした信託における破産法(平成十六年法律第七十五号)第一百六十条第一項の規定の適用については、同項各号中「これによつて利益を受けた者が、その行為の当時」とあるのは「受益者が現に存する場合においては、当該受益者(当該受益者の中)に受

益権を譲り受けた者がある場合にあつては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者が、受益者としての指定を受けたことを知つて信託をした場合には、破産管財人の全部が信託法第十一条第一項に規定する受益者としての指定を受けたことを知つた時においては、当該受益者(当該受益者の)の全部が信託法第十一条第一項に規定する受益者としての指定を受けたことを訴えをもつて請求することができる。

2 前項の規定については、第四十九条第三項第一項(第五十三条第二項及び第五十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により受託者が有する権利は、金銭債権とみなす。

3 前項の規定については、第四十九条第三項第一項(第五十三条第二項及び第五十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により受託者が有する権利は、金銭債権とみなす。

4 委託者がその債権者を害することを知つて信託をした場合において、受益者が受託者から信託財産に属する財産の給付を受けたときは、債権者は、受益者を被告として、民法第四百二十一条第三項に規定する詐害行為取消請求をすることができる。ただし、当該受益者が受益権を譲り受けた者である場合にあっては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者が、受益者としての指定を受けたことを知つた時(受益権を譲り受けたときは、債権者が受益権を譲り受けた時)において、「知らないかったときは、この限りでない」とあるのは「知つていたときに限る」とする。

5 委託者がその債権者を害することを知つて信託をした場合には、債権者は、受益者を被告として、その受益権を委託者に譲り渡すことなどを訴えをもつて請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

6 民法第四百一十六条の規定は、前項の規定によると請求権について準用する。

7 受益者の指定又は受益権の譲渡に当たつては、第一項本文、第四項本文又は第五項前段の規定の適用を不当に免れる目的で、債権者を害することを知らない者(以下この項において「善意者」という。)を無償(無償と同視すべき有償を含む。以下この項において同じ。)で受益者として指定し、又は善意者に対し無償で受益権を譲り渡してはならない。

8 前項の規定に違反する受益者の指定又は受益権の譲渡により受益者となつた者については、第一項ただし書及び第四項ただし書(第五項後段において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

て債権者を害することを知つていたときに限る」とする。

4 再生債務者が再生債権者を害することを知つて委託者として信託をした場合には、否認権限を有する監督委員又は管財人は、受益者を被告として、その受益権を再生債務者財産(民事再生法第十二条第一項第一号に規定する再生債務者財産をいう。第二十五条第四項において同じ。)に返還することを訴えをもつて請求することができる。

5 前二項の規定は、更生会社(会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第二条第七項に規定する

定する更生会社又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第一百六十九条第七項に規定する更生会社をいう。又は更生協同組織金融機関（同法第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。）について準用する。この場合において、第三項中「民事再生法（平成十一年法律第二百二十五条）第一百二十七条第一項」とあるのは「会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）第八十六条第一項並びに金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五十七条第一項及び第二百二十三条第一項」と、「同項各号」とあるのは「これらの規定」と、前項中「再生債権者」とあるのは「更生債権者又は更生担保権者」と、「否認権限を有する監督委員又は管財人」とあるのは「管財人」と、「再生債務者財産（民事再生法第十二条第一項第一号に規定する再生債務者財産をいう。第二十五条第四項において同じ。）」とあるのは「更生会社財産（会社更生法第二条第十四条に規定する更生会社財産又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第八十六条第十项に規定する更生会社財産をいう。）又は更生協同組織金融機関財産（同法第四条第十四条に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と読み替えるものとする。

（会計の原則）

第十三条 信託の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第二章 信託財産等

第十四条 登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産については、信託の登記又は登録をしなければ、当該財産が信託財産に属することを第三者に对抗することができる。

（信託財産に属する財産の承継）

第十五条 受託者は、信託財産に属する財産の占有について、委託者の占有の瑕疵を承継する。

（信託財産の範囲）

第十六条 信託行為において信託財産に属すべきものと定められた財産のほか、次に掲げる財産は、信託財産に属する。

（信託財産に属する財産の管理、処分、滅失、損傷その他の事由により受託者が得た財産）

（信託財産に属する財産の占有の瑕疵の承継）

（信託財産に属する財産の対抗要件）

（信託財産に属する財産の対抗要件）

以下この号において同じ。）、第二百二十六条规定等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第三項、第二百一十八条第三項及び第二百五十四条第二項の規定により信託財産に属することとなつた財産（第十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により信託財産に属するものとみなされた共同持分及び第十九条の規定による分割によって信託財産に属することとされた財産を含む。）

（信託財産に属する財産の付合等）

第十七条 信託財産に属する財産と固有財産若しくは他の信託財産に属する財産との付合（前条に規定する場合を除く。）には、各財産の若しくは混和又はこれらの財産を材料とする加工があつた場合には、各信託の信託財産及び固有財産に属する財産は各別の所有者に属するものとみなして、民法第二百四十二条から第二百四十八条までの規定を適用する。

（信託財産に属する財産と固有財産に属する財産とを識別することができなくなつた場合（前条に規定する場合を除く。）には、各財産の共有持分が信託財産と固有財産とに属するものとみなす。この場合において、その共有持分の割合は、その識別することができなくなつた当時における各財産の価格の割合に応ずる。

2 前項の共有持分は、相等しいものと推定する。

3 前二項の規定は、ある信託の受託者が他の信託の受託者を兼ねる場合において、各信託の信託財産に属する財産を識別することができなくなつたとき（前条に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第一項中の「信託財産と固有財産」とあるのは、「各信託の信託財産」と読み替えるものとする。

（信託財産と固有財産等とに属する共有物の分割）

第十九条 受託者に属する特定の財産について、その共有持分が信託財産と固有財産とに属する場合には、次に掲げる方法により、当該財産の分割をすることができる。

1 信託行為において定めた方法

2 受託者と受益者（信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人）との協議による方法

3 分割をすることができる。

（信託財産に属する財産の付合等）

（信託財産に属する財産と固有財産に属する財産とを識別することができなくなつた場合（前条に規定する場合を除く。）には、各財産の共有持分が信託財産と固有財産とに属するものとみなす。この場合において、その共有持分の割合は、その識別することができなくなつた当時における各財産の価格の割合に応ずる。

2 前項の共有持分は、相等しいものと推定する。

3 同様に規定する場合において、同項第二号の方法による分割を請求することができる。

4 同様に規定する場合において、同項第二号の方法による分割をすることができないときは、各信託の受益者（信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人）は、裁判所に対し、同項の共有物の分割を請求することができる。

（信託財産に属する財産についての混同の特例）

第二十条 同一物について所有権及び他の物権が信託財産と固有財産又は他の信託の信託財産とにそれぞれ帰属した場合には、民法第七十九条第一項本文の規定にかかわらず、当該他の物権は、消滅しない。

2 所有権以外の物権及びこれを目的とする他の権利が信託財産と固有財産又は他の信託の信託財産とにそれぞれ帰属した場合には、民法第七十九条第二項前段の規定にかかわらず、当該他の物権は、消滅しない。

3 次に掲げる場合には、民法第五百二十条本文の規定にかかわらず、当該債権は、消滅しない。

（信託財産に属する債権に係る債務が受託者に帰属した場合（信託財産責任負担債務となる場合を除く。）に係る債権が信託財産に属する）

（信託財産に属する債権が信託財産に属する場合に限る。）

（信託財産責任負担債務の範囲）

第二十一条 次に掲げる権利は、信託財産責任負担債務となる。

1 受益債権

2 信託財産に属する財産について信託前の原因によつて生じた権利

3 信託前に生じた委託者に対する債権であつて、当該債権に係る債務を信託財産責任負担債務とする旨の信託行為の定めがあるもの

4 第三百条第一項又は第二項の規定による受益權取得請求権

5 信託財産のためにした行為であつて受託者の権限に属するものによつて生じた権利

6 信託財産のためにした行為であつて受託者の権限に属しないもののうち、次に掲げるものによつて生じた権利

イ 第二十七条第一項又は第二項（これらの規定を第七十五条第四項において準用する場合を含む。）において同じ。）の規定により取り消すことができる行為（当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が信託財産のためにされたものであることを知らなかつたもの（信託財産に属する財産について権利を設定し又は移転する行為を除く。）を除く。）

ロ 第二十七条第一項又は第二項の規定により取り消すことができる行為であつて取り消されていないもの

七 第三十一条第六項に規定する処分その他の行為又は同条第七項に規定する行為のうち、これらの規定により取り消すことができない行為又はこれらの規定により取り消すことができない行為であつて取り消されていないもの

八 受託者が信託事務を処理するについてした不法行為によつて生じた権利

3 二人以上の受益者のうちの一人が前二項の規定による取消権を行使したときは、その取消しは、他の受益者のためにも、その効力を生ずる。

4 第一項又は第二項の規定による取消権は、受益者（信託管理人が現に存する場合にあっては、信託管理人）が取消しの原因があることを知った時から三箇月間行使しないときは、時効によつて消滅する。行為の時から一年を経過したときも、同様とする。

（信託事務の処理の第三者への委託）
第二十八条 受託者は、次に掲げる場合には、信託事務の処理を第三者に委託することができる。
（信託事務の処理の第三者への委託）

第二十九条 受託者は、次に掲げる場合には、信託事務の処理を第三者に委託することができる。
（忠実義務）

第三十条 受託者は、受益者のため忠実に信託事務を処理しなければならない。
（利益相反行為の制限）

第三十一条 受託者は、次に掲げる行為をしてはならない。
（信託財産に属する財産（当該財産に係る権利を含む。）を信託財産に帰属させること。）
（信託財産に属する財産（当該財産に係る権利を含む。）を他の信託の信託財産に帰属させること。）

第三十二条 受託者は、信託行為の処理の第三者への委託に関する定めがない場合において、信託事務の処理を第三者に委託することができる。
（受託者の注意義務）

第三十三条 受託者は、信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならない。

2 受託者は、信託事務を処理するに当たっては、善良な管理者の注意をもつて、これをしなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（忠実義務）
第三十四条 受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理その他の行為をしなければならない。
（利益相反行為の制限）
第三十五条 受託者は、次に掲げる行為をしてはならない。
（信託財産に属する財産（当該財産に係る権利を含む。）を信託財産に帰属させ、又は固有財産に属する財産（当該財産に係る権利を含む。）を信託財産に帰属させること。）
（信託財産に属する財産（当該財産に係る権利を含む。）を他の信託の信託財産に帰属させること。）

第三十六条 受託者は、次に掲げる行為をしてはならない。
（信託財産に属する財産（当該財産に係る権利を含む。）を信託財産に帰属させること。）
（信託財産に属する財産（当該財産に係る権利を含む。）を他の信託の信託財産に帰属させること。）

三 第三者との間において信託財産のためにする行為であつて、自己が当該第三者の代理人となつて行うもの

四 信託財産に属する財産につき固有財産に属する財産のみをもつて履行する責任を負う債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であつて受託者又はその利害関係人と受益者との利益が相反するこどとなるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる行為をすることができる。ただし、第二号に掲げる事由については、同号に該当する場合でも当該行為をすることができない旨の信託行為の定めがあるときは、この限りでない。

（信託行為の処理としてすることができる権限ととなるもの）
第三十二条 受託者は、受託者として有する権限に基づいて信託事務の処理としてすることができる。ただし、第二号に掲げる事由については、これを固有財産に反するものについては、これを固有財産又は受託者の利害関係人の計算でしてはならない。

（信託行為の定めがあるとき）
二 受託者が当該行為について重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき。

三 相続その他の包括承継により信託財産に属する財産に係る権利が固有財産に帰属したとき。

四 受託者が当該行為をすることが信託の目的の達成のために必要と認められる場合であつて、受益者の利益を害しないことが明瞭であるとき、又は当該行為の信託財産に与える影響、当該行為の目的及び態様、受託者の受益者との実質的な利害関係の状況その他の事情に照らして正当な理由があるとき。

（信託行為の定めがあるとき）
一 信託行為に当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算ですることを許容する旨の定めがあるとき。

二 受託者が当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算ですることについて重要な他の事情に照らして正当な理由があるとき。

三 受託者は、第一項各号に掲げる行為をしたときは、受益者に対し、当該行為についての重要な事実を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 第一項及び第二項の規定に違反して第一項第一号又は第二号に掲げる行為がされた場合には、これらの行為は、無効とする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

5 前項の行為は、受益者の追認により、当該行為の時にさかのぼつてその効力を生ずる。

6 第四項に規定する場合において、受託者が第三者との間ににおいて第一項第一号又は第二号の財産について処分その他の行為をしたときは、当該第三者が同項及び第二項の規定に違反して受託者が第一項第一号又は第二号に掲げる行為がされた場合には、当該行為は無効とする。

（公平義務）
第三十三条 受益者が二人以上ある信託においては、受託者は、受益者のために公平にその職務を行わなければならない。

つき重大な過失があつたときに限り、受益者は、当該処分その他の行為を取り消すことができる。この場合においては、第二十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

7 第一項及び第二項の規定に違反して第一項第一号又は第四号に掲げる行為がされた場合には、当該第三者がこれを知つたとき又は知らないことにつき重大な過失があつたとき限り、受益者は、当該行為を取り消すことができる。この場合においては、第二十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（分別管理義務）
第三十四条 受託者は、信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める方法により、分別して管理しなければならない。ただし、分別して管理する方法について、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一 第十四条の信託の登記又は登録をすることができる財産（第三号に掲げるものを除く。）
（当該信託の登記又は登録）
二 第十四条の信託の登記又は登録をすることができない財産（次号に掲げるものを除く。）
（当該イ又はロに掲げる財産の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法）
イ 動産（金銭を除く。）信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを外形上区別することができます
ロ 金銭その他のイに掲げる財産以外の財産その計算を明らかにする方法

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項に規定する行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算ですることができない旨の信託行為の定めがあるときは、この限りでない。

（信託行為に当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算ですることを許容する旨の定めがあるとき）
一 信託行為に当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算ですることについて重要な他の事情に照らして正当な理由があるとき。

二 受託者が当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算ですることについて重要な他の事情に照らして正当な理由があるとき。

三 受託者は、第一項に規定する行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算でした場合には、受益者に対し、当該行為についての重要な事実を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（信託事務の処理の委託における第三者の選任及び監督に関する義務）
第三十五条 第二十八条の規定により信託事務の処理を第三者に委託するときは、受託者は、信託の目的に照らして適切な者に委託しなければならない。

（第二十八条の規定により信託事務の処理を第三者に委託したときは、受託者は、当該第三者に委託したときは、受託者は、当該第三者に対し、信託の目的の達成のために必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（受託者が信託事務の処理を次に掲げる第三者に委託したときは、前二項の規定は、適用しない。ただし、受託者は、当該第三者が不適任若しくは不誠実であること又は当該第三者による事務の処理が不適切であることを知つたとき

は、その旨の受益者に対する通知、当該第三者への委託の解除その他の必要な措置をとらなければならぬ。）
一 信託行為において指名された第三者

二 信託行為において受託者が委託者又は受益者の指名に従い信託事務の処理を第三者に委託する旨の定めがある場合において、当該定めに従い指名された第三者に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(信託事務の処理の状況についての報告義務)

第三十六条 委託者又は受益者は、受託者に対して、信託行為の規定にかかるわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(帳簿等の作成等、報告及び保存の義務)

第三十七条 受託者は、信託事務に関する計算並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を明らかにするため、法務省令で定めるところにより、信託財産に係る帳簿その他書類又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 受託者は、毎年一回、一定の時期に、法務省令で定めるところにより、貸借対照表、損益計算書その他の法務省令で定める書類又は電磁的記録を作成しなければならない。

3 受託者は、前項の書類又は電磁的記録を作成したときは、その内容について受益者(信託管理人が現に存する場合には、信託代理人)に報告しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 受託者は、第一項の書類又は電磁的記録を作成した場合には、その作成の日から十年間(当該期間内に信託の清算の結了があったときは、その日までの間)、当該書類(当該書類に代えて電磁的記録を作成した場合には、当該電磁的記録)又は電磁的記録(当該書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合には、当該電磁的記録に代えて書面を作成した場合には、当該書面)を保存しなければならない。

5 受託者は、二人以上の受益者が現に存する場合にあっては、そのすべての受益者(信託管理人が現に存する場合には、信託代理人)に別段の定めがあるときは、その定めによる。ただし、書面において同じ)に対し、当該書類若しくはその写しを交付し、又は当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供したときは、この限りでない。

6 受託者は、第二項の書類又は電磁的記録を作成した場合には、信託の清算の結了の日までの間、当該書類(当該書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合には、当該電磁的記録)又は電磁的記録(当該書類に代えて書面を作成した場合には、当該書面)を保存しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(帳簿等の閲覧等の請求)

第三十八条 受益者は、受託者に対し、次に掲げた請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

1 前条第一項又は第五項の書類の閲覧又は譲り写しの請求

2 前項の請求があつたときは、受託者は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う者(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行つたとき。

二 請求者が不適当な時に請求を行つたとき。

三 請求者が信託事務の処理を妨げ、又は受益者の共同の利益を害する目的で請求を行つたとき。

五 請求者が当該信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに從事するものであるとき。

四 請求者が前項の規定による閲覧又は譲り写しの請求を行つたとき。

5 受託者は、信託財産に属する財産の処分に係る契約書その他の信託事務の処理に関する書類を提供したときは、この限りでない。

六 請求者が、過去二年以内において、前項の規定による閲覧又は譲り写しの請求を行つたものであるとき。

4 前項(第一号及び第二号を除く。)の規定は、受益者が二人以上ある信託のすべての受益者から第一項の請求があつたとき、又は受益者が一人である信託の当該受益者から同項の請求があつたときは、適用しない。

5 信託行為において、次に掲げる情報以外の情報について、受益者が同意をしたときは第一項の規定による閲覧又は譲り写しの請求をすることができない旨の定めがある場合には、当該同意をした受益者(その承継人を含む。以下この条において同じ。)は、その同意を撤回することができない。

6 信託行為において、次に掲げる情報以外の情報について、受益者が同意をしたときは第一項の規定による閲覧又は譲り写しの請求をすることができない。

3 前項第二項の書類又は電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報

4 信託行為において、次に掲げる情報以外の情報について、受益者が同意をしたときは第一項の規定による閲覧又は譲り写しの請求をすることができない旨の定めがある場合には、当該同意をした受益者(その承継人を含む。以下この条において同じ。)は、その同意を撤回することができない。

5 前項各号に掲げる情報に該当する部分を除き、これを拒むことができる。

6 利害関係人は、受託者に対し、次に掲げる請求をすることができる。

1 前条第一項又は第五項の書類の閲覧又は譲り写しの請求

2 前項の請求があつたときは、受託者は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う者(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行つたとき。

二 請求者が不適当な時に請求を行つたとき。

三 請求者が信託事務の処理を妨げ、又は受益者の共同の利益を害する目的で請求を行つたとき。

五 請求者が当該信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに從事するものであるとき。

四 請求者が前項の規定による閲覧又は譲り写しの請求を行つたとき。

5 受託者は、信託財産に属する財産の処分に係る契約書その他の信託事務の処理に関する書類を提供したときは、この限りでない。

三 請求者が信託事務の処理を妨げ、又は受益者の共同の利益を害する目的で請求を行つたものであるとき。

四 請求者が前項の規定による閲覧又は譲り写しの請求を行つたとき。

五 請求者が当該信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに從事するものであるとき。

六 請求者が、過去二年以内において、前項の規定による閲覧又は譲り写しの請求を行つたものであるとき。

4 前項(第一号及び第二号を除く。)の規定は、受益者が二人以上ある信託のすべての受益者から第一項の請求があつたとき、又は受益者が一人である信託の当該受益者から同項の請求があつたときは、適用しない。

5 信託行為において、次に掲げる情報以外の情報について、受益者が同意をしたときは第一項の規定による閲覧又は譲り写しの請求をすることができない旨の定めがある場合には、当該同意をした受益者(その承継人を含む。以下この条において同じ。)は、その同意を撤回することができない。

6 信託行為において、次に掲げる情報以外の情報について、受益者が同意をしたときは第一項の規定による閲覧又は譲り写しの請求をすることができない旨の定めがある場合には、当該同意をした受益者(その承継人を含む。以下この条において同じ。)は、その同意を撤回することができない。

3 前項第二項の書類又は電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報

4 信託行為において、次に掲げる情報以外の情報について、受益者が同意をしたときは第一項の規定による閲覧又は譲り写しの請求をすることができない旨の定めがある場合には、当該同意をした受益者(その承継人を含む。以下この条において同じ。)は、その同意を撤回することができない。

5 前項各号に掲げる情報に該当する部分を除き、これを拒むことができる。

6 利害関係人は、受託者に対し、次に掲げる請求をすることができる。

1 前条第一項又は第五項の書類の閲覧又は譲り写しの請求

2 前項の請求があつたときは、受託者は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う者(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行つたとき。

二 請求者が不適当な時に請求を行つたとき。

三 請求者が信託事務の処理を妨げ、又は受益者の共同の利益を害する目的で請求を行つたとき。

五 請求者が当該信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに從事するものであるとき。

四 請求者が前項の規定による閲覧又は譲り写しの請求を行つたとき。

5 受託者は、信託財産に属する財産の処分に係る契約書その他の信託事務の処理に関する書類を提供したときは、この限りでない。

6 受託者は、第二項の規定による閲覧又は譲り写しの請求を行つたとき。

3 受託者が第三十条、第三十一条第一項及び第二項又は第三十二条第一項及び第二項の規定に違反する行為をした場合には、受託者は、当該行為によつて受託者又はその利害関係人が得た利益の額と同額の損失を信託財産に生じさせたものと推定する。

4 受託者が第三十四条の規定に違反して信託財産に属する財産を管理した場合において、信託財産に損失又は変更を生じたときは、受託者は、同条の規定に従い分別して管理をしたとしても損失又は変更が生じたことを証明しなければ、前項の責任を免れることができない。

5 受託者が第三十三条第一項及び第二項の規定に違反する行為をした場合には、受託者は、当該行為によつて受託者又はその利害関係人が得た利益の額と同額の損失を信託財産に生じさせたものと推定する。

6 受託者が第三十四条の規定に違反して信託財産に属する財産を管理した場合において、信託財産に損失又は変更を生じたときは、受託者は、同条の規定に従い分別して管理をしたとしても損失又は変更が生じたことを証明しなければ、第一項の責任を免れることができない。

7 法人である受託者の役員の連帯責任)

第四十一条 法人である受託者の理事、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者は、当該法

においては、その順位は、民法第三百七条第一項に規定する先取権と同順位とする。

7 次の各号に該当する費用等について第一項の規定により受託者が有する権利は、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号の財産に係る第四項の強制執行又は担保権の実行の手続において、当該各号に定める金額について、他の債権者の権利に優先する。

一 信託財産に属する財産の保存のために支出した金額その他の当該財産の価値の維持のために必要であると認められるものその金額

二 信託財産に属する財産の改良のために支出した金額その他の当該財産の価値の増加に有する金額その他の当該財産の価値の増加に有する金額であると認められるものその金額又は現に存する増価額のいすれか低い金額

(信託財産責任負担債務の弁済による受託者の代位)

第五十条 受託者は、信託財産責任負担債務を固有財産をもつて弁済した場合において、これにより前条第一項の規定による権利を有することとなつたときは、当該信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者に代位する。この場合においては、同項の規定により受託者が有する債権は、その代位との関係においては、金銭債権とみなす。

2 前項の規定により受託者が同項の債権者に代位するときは、受託者は、遅滞なく、当該債権者の有する債権が信託財産責任負担債務に係る債権である旨及びこれを固有財産をもつて弁済した旨を当該債権者に通知しなければならない。

(費用等の償還等と同時履行)

第五十一条 受託者は、第四十九条第一項の規定により受託者が有する権利が消滅するまでは、受益者又は第八十八条第一項第二号に規定する帰属権者に対する信託財産に係る給付をすべき債務の履行を拒むことができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めによるところによる。

(信託財産が費用等の償還等に不足している場合の措置)

第五十二条 受託者は、第四十八条第一項又は第二項の規定により信託財産から費用等の償還又は費用の前払を受けたのに信託財産(第四十九条第二項の規定により処分することができないもの)を除く。第一号及び第四項において同じ)が不足している場合において、委託者及び受益者が

者に対し次に掲げる事項を通知し、第二号の相手に規定の適用については、同項中「委託者及び受益者」とあり、及び「委託者又は受益者」とあるのは、「受益者」とする。

3 受益者が現に存しない場合における第一項の規定の適用については、同項中「委託者及び受益者」とあり、及び「委託者又は受益者」とあるのは、「委託者」とする。

4 第四十八条第一項又は第二項の規定により信託財産から費用等の償還又は費用の前払を受けたのに信託財産が不足している場合において、委託者及び受益者が現に存しないときは、受託者は、信託を終了させることができる。

(信託財産からの損害の賠償)

第五十三条 受託者は、次の各号に掲げる場合に当該各号に定める損害の額について、信託財産からその賠償を受けることができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一 受託者が信託事務を処理するため自己に過失なく損害を受けた場合 当該損害の額

2 第四十八条第四項及び第五項、第四十九条第六項及び第七項を除く。並びに前二条の規定は、前項の規定による信託財産からの損害の賠償について準用する。

(受託者の信託報酬)

第五十四条 受託者は、信託の引受けについて商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百二十二条の規定の適用がある場合のほか、信託行為に受託者が信託財産から信託報酬(信託事務の処理の対価として受託者の受け取る財産上の利益をいう。以下同じ)を受ける旨の定めがある場合に限り、信託財産から信託報酬を受けること

2 第四十八条第四項及び第五項、第四十九条第六項及び第七項を除く。並びに前二条の規定は、前項の規定による信託財産からの損害の賠償について準用する。

(受託者の任務の終了事由)

第五十五条 担保権が信託財産である信託において、信託行為において受益者が当該担保権によつて担保される債権に係る債権者とされている場合には、担保権である受託者は、信託事務として、当該担保権の実行の申立てをし、売却代金の配当又は弁済金の交付を受けることができる。

(受託者の変更等)

第五节 受託者の変更等

第一款 受託者の任務の終了

(受託者の任務の終了事由)

第五十六条 受託者の任務は、信託の清算が終了した場合のほか、次に掲げる事由によって終了する。ただし、第二号又は第三号に掲げる事由による場合には、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めによるところによる。

一 受託者が信託事務を処理するため自己に過失なく損害を受けた場合 当該損害の額

2 第四十八条第四項及び第五項、第四十九条第六項及び第七項を除く。並びに前二条の規定は、前項の規定による信託財産からの損害の賠償について準用する。

(受託者の辞任)

第五十七条 受託者は、委託者及び受益者の同意を得て、辞任することができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めどおりによる。

2 受託者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

3 受託者は、前項の許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を説明しなければならない。

4 第二項の許可の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。

5 第二項の規定による辞任の許可の裁判に対しても、不服を申し立てる事ができない。

6 受託者が現に存しない場合には、第一項本文の規定は、適用しない。

(受託者の解任)

第五十八条 委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、受託者を解任することができる。

2 委託者及び受益者が受託者に不利な時期に受託者を解任したときは、委託者及び受益者は、受託者の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があつたときは、この限りでない。

2 第二項の規定により受託者が解任する場合は、受託者の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があつたときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかるはず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めどおりによる。

- 4 受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は受益者の申立てにより、受託者を解任することができる。

5 裁判所は、前項の規定により受託者を解任する場合には、受託者の陳述を聴かなければならぬ。

6 第四項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

7 第四項の規定による解任の裁判に対しても、委託者、受託者又は受益者に限り、即時抗告をすることができる。

8 委託者が現に存しない場合には、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第二款 前受託者の義務等

(前受託者の通知及び保管の義務等)

第五十九条 第五十六条第一項第三号から第七号までに掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、受託者であった者（以下「前受託者」という。）は、受益者に對し、その旨を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによること。

2 第五十六条第一項第三号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、前受託者は、破産管財人に対し、信託財産に属する財産の内容及び所在、信託財産責任負担債務の内容その他の法務省令で定める事項を通知しなければならない。

3 第五十六条第一項第四号から第七号までに掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、前受託者は、新たな受託者（第六十四条第一項の規定により信託財産管理者が選任された場合においては、信託財産管理者。以下この節において「新受託者等」という。）が信託事務の処理をすることができるに至るまで、引き続き信託財産に属する財産の保管をし、かつ、信託事務の引継ぎに必要な行為をしなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その義務を加重することができる。

4 前項の規定にかかわらず、第五十六条第一項第五号に掲げる事由（第五十七条第一項の規定によるものに限る。）により受託者の任務が終了した場合には、前受託者は、新受託者等が信

託事務の処理をすることができるに至るまで、
引き続き受托者にての確判義務を負する。こ

⁶ 新受託者等が信託事務の処理をすることができるに至った後は、この限りでない。

- 5 託事務の処理をすることができるに至るまで、引き続き受託者としての権利義務を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第三項の場合（前項本文に規定する場合を除く。）において、前受託者が信託財産に属する財産の処分をしようとするときは、受益者は、前受託者に対し、当該財産の処分をやめることを請求することができる。ただし、新受託者等が信託事務の処理をすることができるに至った後は、この限りでない。

（前受託者の相続人等の通知及び保管の義務等）

第六十一条 第五十六条第一項第一号又は第二号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、前受託者の相続人（法定代理人人が現に存する場合にあつては、その法定代理人人）又は成年後見人若しくは保佐人（以下この節において「前受託者の相続人等」と総称する。）がその実事を知つてゐるときは、前受託者の相続人等は、知つてゐる受益者に対し、これを通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

第五十六条第一項第一号又は第二号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、前受託者の相続人等は、新受託者等又は信託財産法人管理人が信託事務の処理をすることができるに至るまで、信託財産に属する財産の保管をし、かつ、信託事務の引継ぎに必要な行為をしなければならない。

前項の場合において、前受託者の相続人等が信託財産に属する財産の処分をしようとするときは、受益者は、これらの方に對し、当該財産の処分をやめることを請求することができる。ただし、新受託者等又は信託財産法人管理人が信託事務の処理をすることができるに至つた後は、この限りでない。

第五十六条第一項第三号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、新受託者等が信託事務を処理することができ、受益者は、破産管財人に対する財産の処分をしようとするときは、受託者、破産管財人に対し、当該財産の処分をやめることを請求することができる。ただし、

6 新受託者等が信託事務の処理をすることができるに至つた後は、この限りでない。

前受託者の相続人等又は破産管財人は、新受託者等又は信託財産法人管理人に対し、第一項、第二項又は第四項の規定による行為をするために支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

第四十九条第六項及び第七項の規定は、前項の規定により前受託者の相続人等又は破産管財人が有する権利について準用する。

（費用又は報酬の支弁等）

第六十二条 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、新受託者となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、新受託者となるべき者として指定された者が信託の引受けをせず、若しくはこれをすることができないとときは、委託者及び受益者は、その合意により、新受託者を選任することができる。

2 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、信託行為に新したな受託者（以下「新受託者」という。）に関する定めがないときは、又は信託行為の定めにより新受託者となるべき者として指定期が到来した後に限る。

3 前項の規定による催告があつた場合において、新受託者となるべき者として指定された者と

第四款 信託財產管理者管

- 第六十三条** 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、新受託者が選任され得おらず、かつ、必要があると認めるときは、新受託者が選任されるまでの間、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託財産管理者による管理を命ずる処分（以下この款において「信託財産管理命令」という。）をすることができる。

2 前項の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。

3 裁判所は、信託財産管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

4 信託財産管理命令及び前項の規定による決定に対しでは、利害関係人に限り、即時抗告をすることができる。

（信託財産管理者を選任等）

第六十四条 裁判所は、信託財産管理命令をする場合には、当該信託財産管理命令において、信託財産管理者を選任しなければならない。

- 2 前項の規定による信託財産管理者の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、第一項の規定による信託財産管理者の選任の裁判をしたときは、直ちに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 信託財産管理者を選任した旨

二 信託財産管理者の氏名又は名称

3 前項第二号の規定は、同号に掲げる事項に変更を生じた場合について準用する。

4 信託財産管理命令があつた場合において、信託財産に属する権利で登記又は登録がされたものがあることを知つたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、信託財産管理命令の登記又は登録を嘱託しなければならない。

5 信託財産管理命令を取り消す裁判があつたときは、又は信託財産管理命令があつた後に新受託者が選任された場合において当該新受託者が信託財産管理命令の登記若しくは登録の抹消の嘱託の申立てをしたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、信託財産管理命令の登記又は登録の抹消を嘱託しなければならない。

(前受託者がした法律行為の効力)

第六十五条 前受託者が前条第一項の規定による信託財産管理者の選任の裁判があつた後に信託財産に属する財産に關してした法律行為は、信託財産との関係においては、その効力を主張することができない。

2 前受託者が前条第一項の規定による信託財産管理者の選任の裁判があつた日にした法律行為は、当該裁判があつた後にしたものと推定することができる。

(信託財産管理者の権限)

第六十六条 第六十四条第一項の規定により信託財産管理者が選任された場合には、受託者の職務の遂行並びに信託財産に属する財産の管理及び处分をする権利は、信託財産管理者に專属于する。

2 二人以上の信託財産管理者があるときは、これらのが共同してその権限に属する行為をして、それぞれ単独にその職務を行ひ、又は職務を分掌することができる。

3 二人以上の信託財産管理者があるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

4 信託財産管理者が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

- 二 保存行為
　　范围内において、その利用又は改良を目的とする行為

5 前項の規定に違反して行った信託財産管理者の行為は、無効とする。ただし、信託財産管理者者は、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

6 信託財産管理者は、第二項ただし書又は第四項の許可の申立てをする場合には、その原因となる事實を疎明しなければならない。

7 第二項ただし書又は第四項の許可の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならぬ。

8 第二項ただし書又は第四項の規定による許可の裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

(信託財産に属する財産の管理)

第六十七条 信託財産管理者は、就職の後直ちに信託財産に属する財産の管理に着手しなければならない。

(当事者適格)

第六十八条 信託財産に関する訴えについては、信託財産管理者の原告又は被告とする。

(信託財産管理者の義務等)

第六十九条 信託財産管理者は、その職務を行つては、受託者と同一の義務及び責任を負う。

(信託財産管理者の辞任及び解任)

第七十条 第五十七条第二項から第五項までの規定は信託財産管理者の辞任について、第五十八条规定第四項から第七項までの規定は信託財産管理者の解任について、それぞれ準用する。この場合において、第五十七条第二項中「やむを得ない事由」とあるのは、「正当な事由」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者の報酬等)

第七十一条 信託財産管理者は、信託財産から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。

2 前項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判をする場合には、信託財産管理者の陳述を聽かなければならない。

3 第一項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判に對しては、信託財産管理者に限り、即時抗告をすることができる。

(信託財産管理者による新受託者への信託事務の引継ぎ等)

第七十二条 第七十七条の規定は、信託財産管理者の選任後に新受託者が就任した場合について

- （受託者の職務を代行する者の権限）

第七十三条 第六十六条の規定は、受託者の職務を代行する者を選び、信託財産は、法人とする。

2 前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託財産法人管理人による管理を命ずる処分（第六項において「信託財産法人管理命令」という。）をすることができる。

3 第六十三条第二項から第四項までの規定は、前項の申立てに係る事件について準用する。

4 新受託者が就任したときは、第一項の法人は、成立しなかつたものとみなす。ただし、信託財産法人管理人がその権限内でした行為の効力を妨げない。

5 信託財産法人管理人の代理権は、新受託者が信託事務の処理をることができるに至った時に消滅する。

6 第六十四条の規定は信託財産法人管理命令をする場合について、第六十六条から第七十二条までの規定は信託財産法人管理人について、それぞれ準用する。

第五款 受託者の変更に伴う権利義務

（信託に関する権利義務の承継等）

第七十五条 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、前受託者が就任したときは、新受託者は、前受託者の任務が終了した時に、その時に存する信託に関する権利義務を前受託者から承継したものとみなす。

- 2 前項の規定にかかるわらず、第五十六条第一項
第五号に掲げる事由（第五十七条第一項の規定
によるものに限る。）により受託者の任務が終
了した場合（第五十九条第四項ただし書の場合
を除く。）には、新受託者は、新受託者等が就
任した時に、その時にある信託に関する権利
義務を前受託者から承継したものとみなす。
3 前二項の規定は、新受託者が就任するに至る
までの間に前受託者、信託財産管理者又は信託
財産法人管理人がその権限内でした行為の効力
を妨げない。

4 第二十七条の規定は、新受託者等が就任する
に至るまでの間に前受託者がその権限に属しな
い行為をした場合について準用する。

5 前受託者（その相続人を含む。以下この条に
おいて同じ。）が第四十条の規定による責任を負
う場合又は法人である前受託者の理事、取締
役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者
(以下この項において「理事等」と総称する。)
が第四十一条の規定による責任を負う場合には、
新受託者等又は信託財産法人管理人は、前
受託者又は理事等に対し、第四十条又は第四十
一条の規定による請求をすることができる。

6 前受託者が信託財産から費用等の償還若しく
は損害の賠償を受けることができ、又は信託報
酬を受けることができる場合には、前受託者は、
新受託者等又は信託財産法人管理人に對
し、費用等の償還若しくは損害の賠償又は信託
報酬の支払を請求することができる。ただし、
新受託者等又は信託財産法人管理人は、信託財
産に属する財産のみをもつてこれを履行する責
任を負う。

7 第四十八条第四項並びに第四十九条第六項及
び第七項の規定は、前項の規定により前受託者
が有する権利について準用する。

8 新受託者が就任するに至るまでの間に信託財
産に属する財産に対し既にされている強制執
行、仮差押え若しくは仮処分の執行又は担保權
の実行若しくは競売の手続は、新受託者に対し
続行することができる。

9 前受託者は、第六項の規定による請求に係る
債権の弁済を受けるまで、信託財産に属する財
産を留置することができる。

(承継された債務に関する前受託者及び新受託
者の責任)

第七十六条 前条第一項又は第二項の規定により
信託債権に係る債務が新受託者に承継された場

合にも、前受託者は、自己の固有財産をもつて、その承継された債務を履行する責任を負う。ただし、信託財産に属する財産のみをもつて当該債務を履行する責任を負うときは、この限りでない。

2 新受託者は、前項本文に規定する債務を承継した場合には、信託財産に属する財産のみをもつてこれを履行する責任を負う。

（前受託者による新受託者等への信託事務の引継ぎ等）

第七十七条 新受託者等が就任した場合には、前受託者は、遅滞なく、信託事務に関する計算を行い、受益者（二人以上の受益者が現に存する場合にあってはそのすべての受益者、信託管理人が現に存する場合にあっては信託管理人）に対する承認を求めるとともに、新受託者等が信託事務の処理を行うのに必要な信託事務の引継ぎをしなければならない。

2 受益者（信託管理人が現に存する場合にあっては、信託管理人。次項において同じ。）が前項の計算を承認した場合には、同項の規定による当該受益者に対する信託事務の引継ぎに関する責任は、免ぜられたものとみなす。ただし、前受託者の職務に不正の行為があつたときは、この限りでない。

3 受益者が前受託者から第一項の計算の承認を求められた時から一箇月以内に異議を述べなかつた場合には、当該受益者は、同項の計算を承認したものとみなす。

（前受託者の相続人等又は破産管財人による新受託者等への信託事務の引継ぎ等）

第七十八条 前条の規定は、第五十六条第一項第一号又は第二号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合における前受託者の相続人等及び同項第三号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合における破産管財人について準用する。

第六節 受託者が二人以上ある信託の特例

（信託財産の合有）

第七十九条 受託者が二人以上ある信託においては、信託財産は、その合有とする。

（信託事務の処理の方法）

第八十条 受託者が二人以上ある信託においては、信託事務の処理については、受託者の過半数をもつて決する。

2 前項の規定にかかわらず、保存行為については、各受託者が単独で決することができる。

3 前二項の規定により信託事務の処理について決定がされた場合には、各受託者は、当該決定に基づいて信託事務を執行することができる。

4 前二項の規定による信託事務の処理についての決定に基づく信託財産のためにする行為については、各受託者は、他の受託者を代理する権限を有する。

5 前各項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによること。

6 前各項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによること。

7 受託者が二人以上ある信託においては、第三者的意思表示は、その一人に対してもすれば足りる。ただし、受益者の意思表示については、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（職務分掌者の当事者適格）

第八十一条 前条第四項に規定する場合には、信託事務に関する訴えについて、各受託者は、自己の分掌する職務に関し、他の受託者のために原告又は被告となる。

（信託事務の処理についての決定の他の受託者の委託）

第八十二条 受託者が二人以上ある信託においては、各受託者は、信託行為に別段の定めがある場合又はやむを得ない事由がある場合を除き、他の受託者に対する信託事務（常務に属するものを除く。）の処理についての決定を委託することができる。

（信託事務の処理に係る債務の負担関係）

第八十三条 受託者が二人以上ある信託においては、二人以上の受託者がその任務に違反する行為をしたことにより第四十条の規定による責任を負う場合には、当該行為をした各受託者は連帶債務者とする。

2 受託者が二人以上ある信託における第四十条の規定により第四十条又は第四十一条の規定による責任が免除されたときは、他の受託者は、これらの規定中「受益者」とあるのは、「受益者又は他の受託者」とする。

3 受託者が二人以上ある信託において第四十二条の規定により第四十条又は第四十一条の規定による責任が免除されたときは、他の受託者は、これららの規定によれば当該責任を負うべき者に対し、当該責任の追及に係る請求をすることができない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 受託者が二人以上ある信託における第四十四条の規定の適用については、同条第一項中「受益者」とあるのは、「受益者又は他の受託者」と、同条第二項中「当該受益者」とあるのは、「当該受益者又は他の受託者」とする。

（受託者の変更等の特例）

第八十六条 受託者が二人以上ある信託における第五十九条の規定について、同条第一項

に受託者の職務の分掌に関する定めがあることを見知らず、かつ、知らなかつたことにつき過失がなかつたときは、当該他の受託者は、これをもつて当該第三者に對抗することができない。

（信託財産と固有財産等とに属する共有物の分割の特例）

第八十四条 受託者が二人以上ある信託における第十九条の規定の適用については、同条第一項中「場合には」とあるのは、「場合において、当該信託財産に係る信託に受託者が二人以上あるときは」と、同項第二号中「受託者」とあるのは、「固有財産に共有持分が属する受託者」と、同項第三号中「受託者の」とあるのは、「固有財産に共有持分が属する受託者の」と、同條第二項中「受託者」とあるのは、「固有財産に共有持分に属する受託者」と、同條第三項中「場合において、当該信託財産に係る信託又は他の信託財産に係る信託に受託者は二人以上あるときは」とあるのは、「場合において、当該信託財産に係る信託又は他の信託財産に係る信託に受託者が二人以上あるときは」と、同項第三号中「受託者の」とあるのは、「各信託財産の共有持分が属する受託者」と、「受託者が決する」とあるのは、「受託者の協議による」と、同條第四項中「第二号」とあるのは、「第二号又は第三号」とする。

2 受託者が二人以上ある信託における第六十条の規定の適用については、同条第一項中「受益者」とあるのは、「受益者及び他の受託者」と、同條第二項及び第四項中「受託者の」とあるのは、「すべての受託者の任務」とする。

3 受託者が二人以上ある信託における第七十四条第一項の規定の適用については、同項中「受託者の任務」とあるのは、「すべての受託者の任務」とあるのは、「すべての受託者の任務」とする。

4 受託者が二人以上ある信託においては、第七十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その一人の任務が第五十六条第一条第一項各号に掲げた事由により終了した場合には、その任務が終了した時に存する信託に関する権利義務は他の受託者が当然に承継し、その任務は他の受託者が行う。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（信託の終了の特例）

第八十五条 受託者が二人以上ある信託における第一百六十三条第三号の規定の適用については、同号中「受託者が欠けた場合」とあるのは、「すべての受託者が欠けた場合」とする。

2 受託者が二人以上ある信託においては、受託者の一部が欠けた場合であつて、前条第四項ただし書の規定によりその任務が他の受託者によつて行われず、かつ、新受託者が就任しない状態が一年間継続したときも、信託は、終了する。

（信託の終了の特例）

第八十七条 受託者が一人以上ある信託における第二項中「当該受益者」とあるのは、「当該受益者又は他の受託者」とする。

（受益者等の特例）

第八十八条 第一節 受益者の権利の取得及び行使（受益権の取得）

1 受託者は、前項に規定する受益者となるべき者として指定された者（次条第一項に規定する受益者指定権等の行使により受益者又は変更後の受益者として指定された者を含む。）は、当然に受益権を取得する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 受託者は、前項に規定する受益者となるべき者として指定された者が同項の規定により受益権を取得したこと知らないときは、その者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならぬ。

第三款 受益債権
(受益債権に係る受託者の責任)

第一百条 受益債権に係る債務については、受託者は、信託財産に属する財産のみをもつてこれを履行する責任を負う。

(受益債権と信託債権との関係)
第一百一条 受益債権は、信託債権に後れる。
(受益債権の期間の制限)

第二百二条 受益債権の消滅時効は、次項及び第三項に定める事項を除き、債権の消滅時効の例による。

2 受益債権の消滅時効は、受益者が受益者としての指定を受けたことを知るに至るまでの間(受益者が現に存しない場合にあっては、信託管理人が選任されるまでの間)は、進行しない。

3 受益債権の消滅時効は、次に掲げる場合に限り、援用することができる。

一 受託者が、消滅時効の期間の経過後、遅滞なく、受益者に対し受益債権の存在及びその内容を相当の期間を定めて通知し、かつ、受益者からその期間内に履行の請求を受けなかったとき。

二 消滅時効の期間の経過時において受益者の所在が不明であるとき、その他信託行為の定め、受益者の状況、関係資料の滅失その他の事情に照らして、受益者に対し前号の規定による通知をしないことについて正当な理由があるとき。

第四款 受益債権の消滅時効

(受益債権の消滅時効)

第一百三条 次に掲げる事項に係る信託の変更(第三項において「重要な信託の変更」という。)がされる場合には、これにより損害を受けるおそれのある受益者は、受託者に対し、自己の有する受益債権を公正な価格で取得することを請求することができる。ただし、第一号又は第二号に掲げる事項に係る信託の変更がされる場合は、これにより損害を受けるおそれのあることを要しない。

一 信託の目的の変更

二 受益債権の譲渡の制限

三 受託者の義務の全部又は一部の減免(当該減免について、その範囲及びその意思決定の方法につき信託行為に定めがある場合を除く。)

四 受益債権の内容の変更(当該内容の変更について、その範囲及びその意思決定の方法につき信託行為に定めがある場合を除く。)

五 信託行為において定めた事項

(信託の併合又は分割がされる場合には、これらにより損害を受けるおそれのある受益者は、これにより損害を受けるおそれのある受益者は、信託の併合又は分割がされる場合には、これにより損害を受けるおそれのある受益者は、信託の併合若しくは信託の分割(以下この章において「重要な信託の変更等」という。)の意思決定に關与し、その際に当該重要な信託の変更等に賛成する旨の意思を表示したときは、前二項の規定は、当該受益者については、適用しない。

3 前二項の受益者が、重要な信託の変更又は信託の併合若しくは信託の分割(以下この章において「重要な信託の変更等」という。)の意思決定に關与し、その際に当該重要な信託の変更等に賛成する旨の意思を表示したときは、前二項の規定は、当該受益者については、適用しない。

4 受託者は、重要な信託の変更等の意思決定の日から二十日以内に、受益者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 重要な信託の変更等をする旨

二 重要な信託の変更等がその効力を生ずる日(次条第一項において「効力発生日」という)。

三 重要な信託の変更等の中止に関する条件を定めたときは、その条件

5 前項の規定による通知は、官報による公告をもって代えることができる。

6 第一項又は第二項の規定による請求(以下この款において「受益債権取得請求」という。)は、第一項の規定による通知又は前項の規定による公報の日から二十日以内に、その受益債権取得請求に係る受益債権の内容を明らかにしてしなければならない。

7 受益債権取得請求をした受益者は、受託者の承諾を得た場合に限り、その受益債権取得請求を撤回することができる。

8 重要な信託の変更等が中止されたときは、受益債権の変更等が中止されたときは、受益債権取得請求は、その効力を失う。

(受益債権取得請求)
第一百四条 受益債権取得請求があつた場合において、受益債権の価格の決定について、受託者と受益者との間に協議が調つたときは、受託者は、信託財産に属する財産のみをもつてこれを履行する責任を負う。ただし、信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定において別段の定めがされたときは、その定めるところによる。

(受益債権の価格の決定等)

第一百五条 受益債権取得請求があつた場合において、受益債権の価格の決定について、受託者と受

合にあつては、効力発生日)までにその支払をしなければならない。

2 受益債権の価格の決定について、受益債権取得請求の日から三十日以内に協議が調わないとときは、受託者又は受益者は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 裁判所は、前項の規定により価格の決定をする場合には、同項の申立てをすることができる。

4 第二項の規定による価格の決定の裁判に対する申立てにてについての裁判には、理由を付さなければならない。

5 第二項の規定による価格の決定の裁判に付されたときは、申立て人及び同項の申立てをする者に限り、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する場合の陳述を聴かなければならぬ。

7 前項第七項の規定にかかるわらず、第二項に規定する場合において、受益債権取得請求の日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、受益者は、いつでも、受益債権の取扱いを撤回することができる。

8 第一項の受託者は、裁判所の決定した価格に對する同項の期間の満了の日後の利息をも支払わなければならない。

9 受託者は、受益債権の価格の決定があるまでは、受益者に対し、当該受託者が公正な価格と認める額を支払うことができる。

10 受益債権取得請求に係る受益者による受益債権の取得は、当該受益債権の価格に相当する金銭の支払の時に、その効力を生ずる。

11 受益証券(第八百八十五条第一項に規定する受益証券をいう。以下この章において同じ。)が取扱い、その効力を生ずる。

12 受益債権取得請求をした受益者は、受託者の承諾を得た場合に限り、その受益債権取得請求を撤回することができる。

13 前項第一項又は第二項の規定により受託者が受益債権取得請求に係る債務について、受託者は、信託財産に属する財産のみをもつてこれを履行する責任を負う。ただし、信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定において別段の定めがされたときは、その定めるところによる。

第三節 二人以上の受益者による意思決定の方法の特例

第一款 総則

第二百五条 受益者が二人以上ある信託における受益者の意思決定(第九十二条各号に掲げる権利の行使に係るもの)を除く。)は、すべての受益者の一致によってこれを決する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

第二款 受益者集会

第一百六条 受益者集会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

第三款 受益者集会の招集

第一百七条 受益者は、受託者(信託監督人が現に存する場合にあっては、受託者又は信託監督人)に対し、受益者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、受益者集会の招集を請求することができる。

第三節 二人以上の受益者による意思決定の方法の特例

第一款 総則

第二百五条 受益者が二人以上ある信託における受益者の意思決定(第九十二条各号に掲げる権利の行使に係るもの)を除く。)は、すべての受益者の一致によってこれを決する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

第二款 受益者集会

第一百六条 受益者集会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

第三款 受益者集会の招集

第一百七条 受益者は、受託者(信託監督人が現に存する場合にあっては、受託者又は信託監督人)に対し、受益者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、受益者集会の招集を請求することができる。

一 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 前項の規定による請求があつた日から八週間以内の日を受益者集会の日とする受益者集会の招集の通知が発せられない場合

(受益者集会の招集の決定)

第一百八条 受益者集会を招集する者（以下この款において「招集者」という。）は、受益者集会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 受益者集会の日時及び場所

二 受益者集会の目的である事項があるときは、当該事項

三 受益者集会に出席しない受益者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他）の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下この款において同じ。）によって議決権を行使することができる」とするときは、その旨

四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(受益者集会の招集の通知)

第二百九条 受益者集会を招集するには、招集者は、受益者集会の日の二週間前までに、知れている受益者及び受託者（信託監督人が現に存する場合にあつては、知れている受益者、受託者及び信託監督人）に対し、書面をもつてその通知を発しなければならない。

招集者は、前項の書面による通知の发出に代えて、政令で定めるところにより、同項の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

前二項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

無記名式の受益証券が発行されている場合において、受益者集会を招集するには、招集者は、受益者集会の日の三週間前までに、受益者集会を招集する旨及び前条各号に掲げる事項を官報により公告しなければならない。

(受益者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等)

第一百十条 招集者は、前条第一項の通知に際しては、法務省令で定めるところにより、知れていたる受益者に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この条における文書）を提出する。

2 招集者は、前条第二項の承諾をした受益者に付しなければならない。

3 対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による受益者集会参考書類は、議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、受益者の請求があつたときは、これらの書類を当該受益者に交付しなければならない。

4 招集者は、前条第四項の規定による公告をした場合において、受益者集会の日の一週間前までに無記名受益権（無記名式の受益証券が発行されている受益権をいう。第八章において同じ。）の受益者の請求があつたときは、直ちに、受益者集会参考書類及び議決権行使書面を当該受益者に交付しなければならない。

5 招集者は、前項の規定による受益者集会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、受益者の承諾を得てこれららの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該招集者は、同項の規定によるこれらの書類の交付をしたものとみなす。

6 第百十一条 招集者は、第一百八条第三号に掲げる事項を定めた場合には、第一百九条第二項の承諾をした受益者に対する電磁的方法による通知について、法務省令で定めるところにより、受益者に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

7 招集者は、第一百八条第三号に掲げる事項を定めた場合において、第一百九条第一項の承諾をしていない受益者から受益者集会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があつたときは、法務省令で定めるところにより、直ちに、当該受益者に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

8 (受益者の議決権)

9 第百十二条 受益者は、受益者集会において、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものに応じて、議決権を有する。

10 一 各受益権の内容が均等である場合 の個数

二 前号に掲げる場合以外の場合 受益者集会の招集の決定の時における受益者の議決権の価格することができる受益者の議決権の過半数を有する受益者が出席し、出席した当該受益者の議決権の過半数をもつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に係る受益者集会の決議は、議決権を行使して議決権を行使することができる受益者の議決権の過半数を有する受益者が出席し、出席した当該受益者の議決権の過半数をもつて行う。

3 前項の規定にかかるはず、次に掲げる事項に係る受益者集会の決議は、当該受益者集会において議決権を行使することができる受益者の議決権の過半数を有する受益者が出席し、出席した当該受益者の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

一 第四十二条の規定による責任の免除（第百五十四条各号に掲げるものを除く。）

二 第百三十六条第一項第一号に規定する合意

三 第百四十三条第一項第一号に規定する合意

四 第百四十九条第一項若しくは第二項第一号に規定する合意又は同条第三項に規定する意思表示

五 第五百十一条第一項又は第二項第一号に規定する合意

六 第五百十五条第一項又は第二項第一号に規定する合意

七 第五百十九条第一項又は第二項第一号に規定する合意

八 第百六十四条第一項に規定する合意

3 前二項の規定にかかるはず、第百三条第二号から第四号までに掲げる事項（同号に掲げる事項にあっては、受益者間の権衡に変更を及ぼすものを除く。）に係る重要な信託の変更等に係る受益者集会の決議は、当該受益者集会において議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて行わなければならぬ。

4 前三项の規定にかかるはず、第百三条第一項第一号又は第四号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあっては、受益者間の権衡に変更を及ぼすものに限る。）に係る重要な信託の変更等に係る受益者集会の決議は、総受益者の半数以上であつて、総受益者の議決権の四分の三以上に当たる多数をもつて行わなければならぬ。

者に対しその旨及びその理由を通知しなければならない。

2 招集者は、前項の受益者が他人のために受益権を有する者でないときは、当該受益者が同項の規定によりその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことができる。
(受託者の出席等)

第一百八十八条 受託者は(法人である受託者にあっては、その代表者又は代理人)次項において同じ。)は、受益者集会に出席し、又は書面により意見を述べることができる。

2 受益者集会又は招集者は、必要があると認めるときは、受託者に対し、その出席を求めることができる。この場合において、受益者集会にあつては、これをする旨の決議を経なければならぬ。
(延期又は続行の決議)

第一百八十九条 受益者集会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第百八条及び第百九条の規定は、適用しない。

第一百二十条 受益者集会の議事については、招集者は、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第一百二十二条 受益者集会に関する必要な費用を支出した者は、受託者に対し、その償還を請求することができる。

2 前項の規定による請求に係る債務については、受託者は、信託財産に属する財産のみをもつてこれを履行する責任を負う。

第四節 信託管理人等

第一款 信託管理人

(信託管理人の選任)

第一百二十三条 信託行為においては、受益者が現に存しない場合に信託管理人となるべき者を指定する定めを設けることができる。
2 人となるべき者として指定された者に対し、相当前の期間を定めて、その期間内に就任の承諾をするかどうかを確答すべき旨を催告することができる。ただし、当該定めに停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件が成就し、又は当該始期が到来した後に限る。

2 信託管理人は、受益者のために、誠実かつ公平に前条第一項の権限を行使しなければならぬ。

い。

3 前項の規定による催告があつた場合において、信託管理人となるべき者として指定された者は、同項の期間内に委託者(委託者が現に存するのに必要と認められる費用及び支出の日以後におけるその利息を受託者に請求することができない)に對し確答をしないときは、就任の承諾をしなかつたものとみなす。

4 受益者が現に存しない場合において、信託行為に信託管理人に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより信託管理人となるべき者として指定された者が就任の承諾をせず、若しくはこれをすることができないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託管理人を選任することができる。

5 前項の規定による信託管理人の選任の裁判があつたときは、当該信託管理人について信託行為に第一項の定めが設けられたものとみなす。

6 第四項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

7 第四項の規定による信託管理人の選任の裁判に対しては、委託者若しくは受託者又は既に存する信託管理人に限り、即時抗告をすることができる。

8 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有することができる。

第一百二十四条 次に掲げる者は、信託管理人となることができない。

一 未成年者
(信託管理人の資格)

二 当該信託の受託者である者
(信託管理人の権限)

三 信託管理人

四 信託管理人

五 信託管理人

六 信託管理人

七 信託管理人

八 信託管理人

2 信託管理人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める損害の額について、受託者にその賠償を請求することができる。
一 信託管理人がその事務を処理するため自己に過失なく損害を受けた場合
二 信託管理人がその事務を処理するため自己の故意又は過失によつて損害を受けた場合
(前号に掲げる場合を除く。)当該第三者に当該損害の額に對し賠償を請求することができる。
三 信託管理人は、商法第五百十二条の規定の適用がある場合のほか、信託行為に信託管理人が報酬を受ける旨の定めがある場合に限り、受託者に報酬を請求することができる。

4 前項の規定による請求に係る債務については、受託者は、信託財産に属する財産のみをもつてこれを履行する責任を負う。

5 第三項の場合には、報酬の額は、信託行為に報酬を請求することができる。

6 裁判所は、第百二十三条第四項の規定により信託管理人を選任した場合には、信託管理人の報酬を定めることができる。

7 前項の規定による信託管理人の報酬の裁判があつたときは、当該信託管理人について信託行為に第三項の定め及び第五項の報酬の額に関する定めがあつたものとみなす。

8 第六項の規定による信託管理人の報酬の裁判をする場合には、受託者及び信託管理人の陳述を聽かなければならない。

9 第六項の規定による信託管理人の報酬の裁判に対する定めがあつたものとみなす。

10 第六項の規定による信託管理人の報酬の裁判に対する定めがあつたものとみなす。

11 第六項の規定による信託管理人の報酬の裁判に対する定めがあつたものとみなす。

12 第六項の規定による信託管理人の報酬の裁判に対する定めがあつたものとみなす。

13 第六項の規定による信託管理人の報酬の裁判に対する定めがあつたものとみなす。

2 信託行為に信託監督人となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、信託監督人となるべき者として指定された者に対し、相当前の期間を定めて、その期間内に就任の承諾をするかどうかを確答すべき旨を催告することができる。ただし、当該定めに停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件が成就し、又は当該始期が到来した後に限る。

3 前項の規定による催告があつた場合において、信託監督人となるべき者として指定された者は、同項の期間内に委託者(委託者が現に存するに存する場合に信託監督人となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、信託監督人となるべき者として指定された者に対し、相当前の期間を定めて、その期間内に就任の承諾をするかどうかを確答すべき旨を催告することができる。ただし、当該定めに停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件が成就し、又は当該始期が到来した後に限る。

3 (新信託管理人の選任等)
第一百一十九条 第六十二条の規定は、前条第一項において準用する第五十六条第一項各号の規定により信託管理人の任務が終了した場合における新たな信託管理人(次項において「新信託管理人」という。)の選任について準用する。

2 新信託管理人が就任した場合には、信託管理人であつた者は、遅滞なく、新信託管理人がその事務の処理を行うのに必要な事務の引継ぎをしなければならない。
3 前項の信託管理人があつた者は、受益者が存するに至つた後においてその受益者となつた者に対し、その事務の経過及び結果を報告しなければならない。

4 (信託管理人による事務の処理の終了等)
第一百三十条 信託管理人による事務の処理は、次に掲げる事由により終了する。ただし、第二号に掲げる事由による場合にあつては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

5 一 受益者が存するに至つたこと。
二 委託者が信託管理人に対し事務の処理を終了する旨の意思表示をしたこと。

6 三 信託行為において定めた事由に該当する事由により終了した場合には、信託管理人の処理が終了した場合には、信託管理人であつた者は、遅滞なく、受益者に対しその事務の経過及び結果を報告しなければならない。ただし、受益者が存するに至つた後においてその受益者となつた者を知つたときは、受益者となつた者に対する定めがあるときは、その定めるところによる。

7 一 受益者が存するに至つたこと。
二 委託者が信託管理人に対し事務の処理を終了する旨の意思表示をしたこと。

8 三 信託行為において定めた事由に該当する事由により終了した場合には、信託管理人の処理が終了した場合には、信託管理人であつた者は、遅滞なく、受益者に対しその事務の経過及び結果を報告しなければならない。ただし、受益者が存するに至つた後においてその受益者となつた者を知つた場合に限る。

9 第二款 信託監督人

(信託監督人の選任)

10 第百三十二条 信託行為においては、受益者が現に存する場合に信託監督人となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、信託監督人となるべき者として指定された者に対し、相当前の期間を定めて、その期間内に就任の承諾をするかどうかを確答すべき旨を催告することができる。

11 第百三十三条 信託行為においては、受益者が現に存する場合に信託監督人となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、信託監督人となるべき者として指定された者に対し、相当前の期間を定めて、その期間内に就任の承諾をするかどうかを確答すべき旨を催告することができる。

12 第百三十四条 信託行為においては、受益者が現に存する場合に信託監督人となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、信託監督人となるべき者として指定された者に対し、相当前の期間を定めて、その期間内に就任の承諾をするかどうかを確答すべき旨を催告することができる。

13 第百三十五条 信託行為においては、受益者が現に存する場合に信託監督人となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、信託監督人となるべき者として指定された者に対し、相当前の期間を定めて、その期間内に就任の承諾をするかどうかを確答すべき旨を催告することができる。

14 第百三十六条 信託管理人は、善良な管理者の注意をもつて、前条第一項の権限を行使しなければならない。

15 第百三十七条 信託管理人は、受益者のために、誠実かつ公正に前条第一項の権限を行使しなければならない。

16 第百三十八条 信託管理人は、前条第一項の権限を行使しなければならない。

17 第百三十九条 第六十二条の規定は、前条第一項において準用する第五十六条第一項各号の規定により信託管理人の任務が終了した場合における新たな信託管理人(次項において「新信託管理人」という。)の選任について準用する。

18 第百四十条 新信託管理人が就任した場合には、信託管理人があつた者は、遅滞なく、新信託管理人がその事務の処理を行つた後に必要な事務の引継ぎをしなければならない。

19 第百四十一条 新信託管理人がその事務の処理を行つた後に必要な事務の引継ぎをしなければならない。

20 第百四十二条 新信託管理人がその事務の処理を行つた後に必要な事務の引継ぎをしなければならない。

21 第百四十三条 新信託管理人がその事務の処理を行つた後に必要な事務の引継ぎをしなければならない。

22 第百四十四条 新信託管理人がその事務の処理を行つた後に必要な事務の引継ぎをしなければならない。

23 第百四十五条 新信託管理人がその事務の処理を行つた後に必要な事務の引継ぎをしなければならない。

24 第百四十六条 新信託管理人がその事務の処理を行つた後に必要な事務の引継ぎをしなければならない。

25 第百四十七条 新信託管理人がその事務の処理を行つた後に必要な事務の引継ぎをしなければならない。

26 第百四十八条 新信託管理人がその事務の処理を行つた後に必要な事務の引継ぎをしなければならない。

27 第百四十九条 新信託管理人がその事務の処理を行つた後に必要な事務の引継ぎをしなければならない。

28 第百五十条 新信託管理人がその事務の処理を行つた後に必要な事務の引継ぎをしなければならない。

29 第百五十一条 新信託管理人がその事務の処理を行つた後に必要な事務の引継ぎをしなければならない。

30 第百五十二条 新信託管理人がその事務の処理を行つた後に必要な事務の引継ぎをしなければならない。

31 第百五十三条 新信託管理人がその事務の処理を行つた後に必要な事務の引継ぎをしなければならない。

32 第百五十四条 新信託管理人がその事務の処理を行つた後に必要な事務の引継ぎをしなければならない。

33 第百五十五条 新信託管理人がその事務の処理を行つた後に必要な事務の引継ぎをしなければならない。

34 第百五十六条 新信託管理人がその事務の処理を行つた後に必要な事務の引継ぎをしなければならない。

35 第百五十七条 新信託管理人がその事務の処理を行つた後に必要な事務の引継ぎをしなければならない。

36 第百五十八条 新信託管理人がその事務の処理を行つた後に必要な事務の引継ぎをしなければならない。

37 第百五十九条 新信託管理人がその事務の処理を行つた後に必要な事務の引継ぎをしなければならない。

38 第百六十条 新信託管理人がその事務の処理を行つた後に必要な事務の引継ぎをしなければならない。

39 第百六十一条 新信託管理人がその事務の処理を行つた後に必要な事務の引継ぎをしなければならない。

2 法務大臣は、裁判所が前項の申立てに係る事件について審問をするときは、当該審問に立ち会うことができる。

3 裁判所は、法務大臣に対し、第一項の申立てに係る事件が係属したこと及び前項の審問の期日を通知しなければならない。

4 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、第一項第四項に規定する者のほか、法務大臣も、即時抗告をることができる。

(信託財産に関する保全処分)

第一百六十九条 裁判所は、第一百六十六条第一項の申立てがあつた場合には、法務大臣若しくは委託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、同項の申立てにつき決定があるまでの間、信託財産に関し、管理人による管理を命ずる処分(次条において「管理命令」という)その他の必要な保全処分を命ぜることができる。

2 裁判所は、前項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

3 第一項の規定による保全処分及び前項の規定による決定に対しても、利害関係人に限り、即時抗告をすることができる。

第一百七十条 裁判所は、管理命令をする場合には、当該管理命令において、管理人を選任しなければならない。

2 前項の管理人は、裁判所が監督する。

3 裁判所は、第一項の管理人に対し、信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況の報告をし、かつ、その管理の計算をすることを命ずることができる。

4 第六十四条から第七十二条までの規定は、第一項の管理人について準用する。この場合において、第六十五条中「前受託者」とあるのは、「受託者」と読み替えるものとする。

5 信託財産に属する権利で登記又は登録がされたものに關し前条第一項の規定による保全処分(管理命令を除く。)があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該保全処分の登記又は登録を嘱託しなければならない。

6 前項の規定は、同項に規定する保全処分の変更若しくは取消しがあつた場合又は当該保全処分が効力を失つた場合について準用する。

(保全処分に関する費用の負担)

第一百七十二条 裁判所が第一百六十九条第一項の規定による保全処分の変更若しくは取消しがあつた場合には、非訟事件の手続の費用は、受託者の負担とする。当該保全処分について必要な費用も、同様とする。

2 前項の保全処分又は第一百六十九条第一項の申立てを却下する裁判に対して即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消したときは、その抗告審における手続に要する裁判費用及び抗告人が負担した前審における手続に要する裁判費用は、受託者の負担とする。

(保全処分に関する資料の閲覧等)

第一百七十二条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、第一項の資料のうち録音データ又はビデオデータ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならぬ。

3 前項の規定は、第一項の資料のうち録音データ又はビデオデータ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならぬ。

4 前項の規定は、第一項の資料のうち録音データ又はビデオデータ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならぬ。

5 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項の資料について準用する。

(保全処分に関する記録事項の閲覧等)

第一百七十二条の二 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第一百七十三条第三項の報告又は計算に關し裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。次項及び第三項において同じ。)に備えられたファイルに記録された事項(以下この条において「報告等記録事項」という。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものとの閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、報告等記録事項について、最高裁判所規則で定めるところにより同一の方法により表示したものとの閲覧を請求することができる。

3 第一項の規定による新受託者の選任されたときは、前受託者の任務は、終了する。

4 第一項の新受託者は、信託財産から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。

5 前項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。次項及び第三項において同じ。)に備えられたファイルに記録された事項(以下この条において「報告等記録事項」という。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものとの閲覧を請求することができる。

6 第四項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。次項及び第三項において同じ。)に備えられたファイルに記録された事項(以下この条において「報告等記録事項」という。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものとの閲覧を請求することができる。

(終了した信託に係る吸収信託分割の制限)

第一百七十四条 信託が終了した場合には、当該信託を承継信託とする吸収信託分割は、することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、報告等記録事項について、最高裁判所規則で定めるところにより同一の方法により表示したものとの閲覧を請求することができる。

3 第一項の規定により、最高裁判所規則で定める方法により表示された事項(以下この条において「報告等記録事項」という。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示されたものとの閲覧を請求することができる。

4 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある物は、第二項第一号の催告をしないで競売に付することができます。

5 前項第一号の規定により信託財産に属する財産を競売に付したときは、遅滞なく、受益者等に対しその旨の通知を発しなければならない。

6 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある物は、第二項第一号の催告をしないで競売に付することができます。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、報告等記録事項について、最高裁判所規則で定めるところにより同一の方法により表示されたものとの閲覧を請求することができる。

3 第一項の規定により、最高裁判所規則で定める方法により表示されたものとの閲覧を請求することができる。

4 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある物は、第二項第一号の催告をしないで競売に付することができます。

5 前項第一号の規定により信託財産に属する財産を競売に付したときは、遅滞なく、受益者等に対しその旨の通知を発しなければならない。

6 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある物は、第二項第一号の催告をしないで競売に付することができます。

(清算の開始原因)

第一百七十五条 信託は、当該信託が終了した場合(第一百六十三条第五号に掲げる事由によつて終了した場合及び信託財産についての破産手続開始の節の定めるところにより、清算をしなければならない)には、

2 信託財産についての破産手続開始の決定された場合において、清算受託者が既に信託財産に属する財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算受託者は、直ちに信託財産についての破産手続開始の申立てをしなければならない。

3 信託財産についての破産手続がされた場合において、清算受託者が既に信託財産に属する財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算受託者は、直ちに信託財産についての破産手続開始の申立てをしなければならない。

4 信託財産についての破産手続開始の決定された場合において、清算受託者が既に信託財産に属する財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算受託者は、直ちに信託財産についての破産手続開始の申立てをしなければならない。

5 信託財産についての破産手続開始の決定された場合において、清算受託者が既に信託財産に属する財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算受託者は、直ちに信託財産についての破産手続開始の申立てをしなければならない。

6 信託財産についての破産手続開始の決定された場合において、清算受託者が既に信託財産に属する財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算受託者は、直ちに信託財産についての破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算の手続)

第一百七十六条 信託が終了した場合においても、清算が結了するまではなお存続するものとみなす。

(清算受託者の職務)

第一百七十七条 信託が終了した時以後の受託者は、(以下「清算受託者」という。)は、次に掲げる職務を行う。

一 現務の結了

二 信託財産に属する債権の取立て及び信託債権に係る債務の弁済

三 受益債権(残余財産の給付を内容とするもの)を除く。)に係る債務の弁済

四 残余財産の給付

(清算受託者の権限等)

第一百七十八条 清算受託者は、信託の清算のために必要な一切の行為をする権限を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、当該信託の清算のために新受託者を選任しなければならない。

2 前項の規定による新受託者の選任の裁判に対する抗辯は、第一項の規定により信託の終了を命じた場合には、法務大臣若しくは委託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、当該信託の清算のために新受託者を選任しなければならない。

3 第一項の規定により新受託者が選任されたときは、前受託者の任務は、終了する。

4 第一項の新受託者は、信託財産から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。

5 前項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。次項及び第三項において同じ。)に備えられたファイルに記録された事項(以下この条において「報告等記録事項」という。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示されたものとの閲覧を請求することができる。

6 第四項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。次項及び第三項において同じ。)に備えられたファイルに記録された事項(以下この条において「報告等記録事項」という。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示されたものとの閲覧を請求することができる。

(清算中の信託財産についての破産手続の開始)

第一百七十九条 清算中の信託財産において、信託財産に属する財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算受託者は、直ちに信託財産についての破産手続開始の申立てをしなければならない。

2 信託財産についての破産手続がされた場合において、清算受託者が既に信託財産に属する財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算受託者は、直ちに信託財産についての破産手続開始の申立てをしなければならない。

3 信託財産についての破産手続がされた場合において、清算受託者が既に信託財産に属する財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算受託者は、直ちに信託財産についての破産手続開始の申立てをしなければならない。

4 信託財産についての破産手続がされた場合において、清算受託者が既に信託財産に属する財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算受託者は、直ちに信託財産についての破産手続開始の申立てをしなければならない。

5 信託財産についての破産手続がされた場合において、清算受託者が既に信託財産に属する財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算受託者は、直ちに信託財産についての破産手続開始の申立てをしなければならない。

6 信託財産についての破産手続がされた場合において、清算受託者が既に信託財産に属する財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算受託者は、直ちに信託財産についての破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算の手続)

第一百八十一条 清算受託者は、条件付債権等に係る債務の弁済)問が不確定な債権その他その額が不確定な債権

事項を法務省令で定める方法により表示した
ものの閲覧又は謄写の請求
前項の請求があつたときは、受益証券発行信託の受託者は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。
 一 当該請求を行う者（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行つたとき。
 二 請求者が不適当な時に請求を行つたとき。
 三 請求者が信託事務の処理を妨げ、又は受益者の共同の利益を害する目的で請求を行つたとき。
 四 請求者が前項の規定による閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行つたとき。
 五 請求者が、過去二年以内において、前項の規定による閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことのあるものであるとき。

4 第百八十六条第三号又は第四号に掲げる事項（第百八十五条第二項の定めのない受益権に係るものに限る。）について第二項の請求がある場合において、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
 （受益者に対する通知等）

第五章 受益証券発行信託の受託者が受益者に対する通知又は催告

2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 受益証券発行信託の受益権が二人以上の者の共有に属するときは、共有者は、受益証券発行信託の受託者が受益者に対しする通知又は催告を受領する者一人を定め、当該受託者に通知しなければならない。この場合においては、その者を受益者とみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の規定による共有者の通知がない場合は、受益証券発行信託の受託者が受益権の共有者に対する通知又は催告は、そのうちの一人に對してすれば足りる。

（権利の推定等）

2 第百九十二条 無記名受益権の受託者は、その通知すべき事項を官報に公告しなければならない。（無記名受益権の受託者による権利の行使）

3 第百九十三条 受益証券発行信託の受益権が二人以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該受益権についての権利を行使する者一人を定め、受益証券発行信託の受託者に対し、その者の氏名又は名称についての権利を行使することができる。ただし、当該受託者が当該権利行使することに同意した場合は、その限りでない。

（受益証券の発行された受益権の譲渡）

2 第二節 受益権の譲渡等の特例

（受益証券発行信託の受益権（第百八十五条第二項の定めのある受益権を除く。）の譲渡は、当該受益権に係る受益証券を交付しなければ、その効力を生じない。）

（受益証券発行信託における受益権の譲渡の対抗要件）

2 第百九十四条 受益証券発行信託の受益権（第百八十五条第二項の定めのある受益権を除く。）の譲渡は、当該受益権に係る受益証券を交付しなければ、その効力を生じない。

（受益証券発行信託における受益権の譲渡）

2 第二節 受益権の譲渡等の特例

（受益証券の発行された受益権の譲渡）

2 第二節 受益権の譲渡等の特例

(登録受益権質権者に対する通知等)

第二百三条 受益証券発行信託の受託者が登録受益権質権者に対してする通知又は催告は、受益権原簿に記載し、又は記録した当該登録受益権質権者の住所(当該登録受益権質権者が別に通知又は催告を受ける場合又は連絡先を当該受託者に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先)にあって発すれば足りる。

前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

(受益権の併合又は分割に係る受益権原簿の記載等)

受益証券発行信託の受託者は、信託の変更によって受益権の併合がされた場合において、当該受益権を目的とする質権の質権者が登録受益権質権者であるときは、併合された受益権について、その質権者の氏名又は名称及び住所を受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

2 受益証券発行信託の受託者は、信託の変更によって受益権の分割がされた場合において、当該受益権を目的とする質権の質権者が登録受益権質権者であるときは、分割された受益権について、その質権者の氏名又は名称及び住所を受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

第二百四条 受益証券発行信託の受託者は、信託の変更によって受益権の併合がされた場合において、当該受益権を目的とする質権の質権者が登録受益権質権者であるときは、併合された受益権について、その質権者の氏名又は名称及び住所を受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

2 受益証券発行信託の受託者は、前条第一項に規定する場合には、併合された受益権に係る受益証券を登録受益権質権者に引き渡さなければならぬ。

第二百五条 受益証券発行信託の受託者は、前条第一項に規定する場合には、併合された受益権に係る受益証券を登録受益権質権者に引き渡さなければならぬ。

2 受益証券発行信託の受託者は、前条第一項に規定する場合には、分割された受益権に係る受益証券を登録受益権質権者に引き渡さなければならぬ。

(受益証券の発行されない受益権についての対抗要件等)

第二百六条 第百八十五条第二項の定めのある受益権で他の信託の信託財産に属するものについては、当該受益権が信託財産に属する旨を受益権原簿に記載し、又は記録しなければ、当該受益権が信託財産に属することを受益証券発行信託の受託者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の受益権が属する他の信託の受託者は、受益証券発行信託の受託者に対する請求が信託財産に属する旨を受益権原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

3 受益権原簿に前項の規定による記載又は記録がされた場合における第一百八十七条の規定の適用については、同条第一項中「第百八十五条第二項の定めのある受益権の受益者」とあるのは「当該受益権」とあるのは「記録された受益権原簿記載事項」とあるのは「記録された受益権原簿記載事項(当該受益権が信託財産に属する旨を含む。)」とする。

第三節 受益証券

(受益証券の発行)

受益証券発行信託の受託者は、信託行為の定めに従い、遅滞なく、当該受益権に係る受益証券を発行しなければならない。

(受益証券不持の申出)

受益証券発行信託の受託者は、受益証券発行信託の受託者に対する費用等の申出をする申し出ができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 受益証券の内容を明らかにしてしなければならない。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益権は、当該受益証券を受益証券発行信託の受託者に提出しなければならない。

3 第一項の規定による申出を受けた受益証券発行信託の受託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に出しなければならない。

4 受益証券発行信託の受託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第二項前段の受益権に係る受益証券を発行することができない。

5 第二項後段の規定により提出された受益証券は、第三項の規定による記載又は記録をした時において、無効となる。

6 第一項の規定による申出をした受益者は、いつでも、受益証券発行信託の受託者に対し、第一項の規定による申出をした受益者は、同一の記載又は記録をしたときは、第二項前段の受益権に係る受益証券を発行することができない。

2 受益証券を喪失した者は、非訟事件手続法第二百六十六条第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。

3 受益証券を喪失した者が非訟事件手続法第十四条规定する公示催告の申立てをしたとき

(受益証券の記載事項)

第二百九条 受益証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、受益証券発行信託の受託者(法人である受託者にあっては、その代表者)がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

1 受益証券発行信託の受益証券である旨

2 初回の委託者及び受益証券発行信託の受託者の氏名又は名称及び住所

3 記名式の受益証券にあっては、受益者の氏名又は名称

4 各受益権に係る受益債権の内容その他の受益権の内容を特定するものとして法務省令で定める事項

5 受益証券発行信託の受託者に対する費用等の償還及び損害の賠償に関する信託行為の定め

6 信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期

7 記名式の受益証券をもつて表示される受益権について譲渡の制限があるときは、その旨及びその内容

8 受益者の権利の行使に関する信託行為の定め(信託監督人及び受益者代理人に係る事項を含む。)

9 その他法務省令で定める事項

2 受益証券発行信託の受託者が一人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「受益証券発行信託の受託者」とあるのは、「受益証券発行信託のすべての受託者」とする。(記名式と無記名式との間の転換)

2 受益証券が発行されている受益権の(記名式と無記名式との間の転換)

は、当該受益証券を喪失した者は、相当の担保を供して、受益証券発行信託の受託者に当該受益証券に係る債務を履行させることができる。

第四節 関係当事者の権利義務等の特例(受益証券発行信託の受託者の義務の特例)

1 受益証券発行信託においては、第二十九条第二項ただし書の規定にかかわらず、信託行為の定めにより同項本文の義務を軽減することはできない。

2 受益証券発行信託においては、第三十五条第四項の規定は、適用しない。

3 受益証券発行信託における信託行為の定めの特例

2 受益証券発行信託においては、第三十五条第二項の規定は、適用しない。

3 受益者の権利行使の制限に関する信託行為の定めの特例

2 受益証券発行信託においては、第二百三十三条第一項又は第二項(これら規定期間にかかる割合を信託行為において定めた場合にあっては、その割合。以下この項において同じ。)以上の割合の受益権を有する受益者又は現に存する受益権の総数の百分の三以上の数の受益権を有する受益者に限り当該権利行使することができる旨の信託行為の定めを設けることができる。

1 第二十七条第一項又は第二項(これを下回る割合を信託行為において定めた場合を除く。)の規定による取消権を含む。)の規定による取消権を含む。)の規定による取消権を含む。)

2 第二十七条第一項又は第七項の規定による取消権を含む。)

1 第二十七条第一項又は第二項(これを下回る割合を信託行為において定めた場合にあっては、その割合。以下この項において同じ。)以上の割合の受益権を有する受益者又は現に存する受益権の総数の十分の一以上数の受益権を有する受益者に限り当該権利行使することができる旨の信託行為の定めを設けることができる。

受益証券発行信託においては、第三十九条第一項の規定による開示が同条第三項の信託行為の定めにより制限されているときは、前二項の規定は、適用しない。

4 受益証券発行信託においては、第九十二条第一号の規定にかかるわらず、六箇月（これを下回る期間を信託行為において定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き受益権を有する受益者に限り第四十四条第一項の規定による差止めの請求権を行使することができる旨の信託行為の定めを設けることができる。

（一人以上の受益者による意思決定の方法の特例）

第二百四条 受益者が二人以上ある受益証券発行信託においては、信託行為に別段の定めがない限り、信託行為に受益者の意思決定（第九十条各号に掲げる権利の行使に係るもの）を除く。）は第四章第三節第二款の定めるところによると、信託行為に別段の定めがない限り、信託行為に受益者がこれを行使する。

二 第三百五十八条の規定による報告を求める権利

一 第五百八十六条の規定による報告を求める権利

二 第五百八十六条第四項（第一百三十四条第二項及び第一百四十一項において準用する場合を含む。）、第六十二条第四項（第一百三十五条第一項及び第一百四十二条第一項において準用する場合を含む。）、第六十三条第一項、第七十一条第一項、第一百三十五条第一項、第一百五十九条第一項又は第一百七十三条第一項の規定による申立権

三 第六十二条第二項、第一百三十一項の二第一項又は第一百三十八条第二項の規定による催告権

四 第一百七十二条第一項、第二項若しくは第三項後段の規定による閲覧、謄写若しくは交付若しくは複製又は第百七十二条の二第一項から第三項までの規定による閲覧、複写若しくは交付若しくは提供の請求権

五 第百九十条第二項の規定による閲覧又は謄写の請求権

第九章 限定責任信託の特例

第一節 総則

（限定責任信託の要件）

第二百六十六条 限定責任信託は、信託行為においてそのすべての信託財産責任負担債務について

受託者が信託財産に属する財産のみをもつてその履行の責任を負う旨の定めをし、第二百三十一条の定めるところにより登記することによって、限定責任信託としての効力を生ずる。

（取引の相手方に対する明示義務）

2 前項の信託行為においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 限定責任信託の目的

二 限定責任信託の名称

三 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

四 限定責任信託の主たる信託事務の処理を行なうべき場所（第三節において「事務処理地」という）

五 信託財産に属する財産の管理又は处分の方法

六 その他法務省令で定める事項

（固有財産に属する財産に対する強制執行等の制限）

第二百七十七条 限定責任信託においては、信託財産責任負担債務（第二十一条第一項第八号に掲げる権利に係る債務を除く。）に係る債権に基づいて固有財産に属する財産に対し強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売又は国税滞納処分をすることはできない

2 前項の規定に違反してされた強制執行、仮差押え、仮処分又は担保権の実行若しくは競売に對しては、受託者は、異議を主張することができる。この場合においては、民事執行法第三十一条及び第一百四十二条第一項において準用する場合を含む。）、第六十三条第一項、第七十一条第一項、第一百三十五条第一項、第一百五十九条第一項、第一百六十二条第二項、第一百三十一項の二第一項又は第一百三十八条第二項の規定による催告権

（限定責任信託の名称等）

第二百二十二条 限定責任信託における帳簿その他の書類又は電磁的記録の作成、内容の報告及び保存並びに閲覧及び謄写については、第三十七条及び第三十八条の規定にかかるわらず、次項から第九項までに定めるところによる。

2 受託者は、法務省令で定めるところにより、限定責任信託の会計帳簿を作成しなければならない。

3 受託者は、限定責任信託の効力が生じた日における限定責任信託の貸借対照表を作成しなければならない。

4 受託者は、法務省令で定める一定の時期において、法務省令で定める方法により作成した貸借対照表を作成しなければならない。

5 受託者は、毎年、法務省令で定める一定の時期において、法務省令で定める方法により作成した貸借対照表を作成しなければならない。

6 受託者は、第二項の会計帳簿を作成した場合には、その作成の日から十年間（当該期間内に信託の清算の了がったときは、その日までの間。次項において同じ。）、当該会計帳簿（書面に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあっては当該電磁的記録の清算の了がったときは、そのすべての受益者、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。）

7 受託者は、信託財産に属する財産の处分に係る契約書その他の信託事務の処理に関する書類又は電磁的記録を作成し、又は取得した場合は、その作成又は取得の日から十年間、当該書類又は電磁的記録を作成し、又は取得した場合は、その作成又は取得の日から十年間、当該書類又は電磁的記録（書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあっては当該電磁的記録、電磁的記録に代えて書面を作成した場合は、当該書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあっては当該書面）を保存しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

8 受託者は、第三項の貸借対照表及び第四項の書類又は電磁的記録（以下この項及び第二百二十四条第二項第一号において「貸借対照表等」という。）を作成した場合には、信託の清算の了の日までの間、当該貸借対照表等（書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあっては当該電磁的記録、電磁的記録に代えて書面を作成した場合は、当該書面）を保存しなければならない。ただし、その作成の日から十年間を経過した後において、受益者に対し、当該書類若しくはその写しを交付し、又は当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供したときは、この限りでない。

9 限定責任信託における第三項各号中「前条第一項

れるおそれがある限定責任信託の受託者は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

（登記の効力）

第二百十九条 受託者は、限定責任信託の受託者として取引をするに当たっては、その旨を取り扱いの相手方に示さなければ、これを当該取引の相手方に對し主張することができない。

（取引の相手方に対する明示義務）

2 前項の信託行為においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 限定責任信託の目的

二 限定責任信託の名称

三 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

四 限定責任信託の主たる信託事務の処理を行なうべき場所（第三節において「事務処理地」という）

五 信託財産に属する財産の管理又は处分の方法

六 その他法務省令で定める事項

（固有財産に属する財産に対する強制執行等の制限）

第二百七十七条 限定責任信託においては、信託財産責任負担債務（第二十一条第一項第八号に掲げる権利に係る債務を除く。）に係る債権に基づいて固有財産に属する財産に対し強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売又は国税滞納処分をすることはできない

2 前項の規定に違反してされた強制執行、仮差押え、仮処分又は担保権の実行若しくは競売に對しては、受託者は、異議を主張することができる。この場合においては、民事執行法第三十一条及び第一百四十二条第一項において準用する場合を含む。）、第六十三条第一項、第七十一条第一項、第一百三十五条第一項、第一百五十九条第一項、第一百六十二条第二項、第一百三十一項の二第一項又は第一百三十八条第二項の規定による催告権

（限定責任信託の名称等）

第二百二十二条 限定責任信託における帳簿その他の書類又は電磁的記録の作成、内容の報告及び保存並びに閲覧及び謄写については、第三十七条及び第三十八条の規定にかかるわらず、次項から第九項までに定めるところによる。

2 受託者は、法務省令で定めるところにより、限定責任信託の会計帳簿を作成しなければならない。

3 受託者は、限定責任信託の効力が生じた日における限定責任信託の貸借対照表を作成しなければならない。

4 受託者は、法務省令で定める一定の時期において、法務省令で定める方法により作成した貸借対照表を作成しなければならない。

5 受託者は、毎年、法務省令で定める一定の時期において、法務省令で定める方法により作成した貸借対照表を作成しなければならない。

6 受託者は、第二項の会計帳簿を作成した場合には、その作成の日から十年間（当該期間内に信託の清算の了がったときは、その日までの間。次項において同じ。）、当該会計帳簿（書面に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあっては当該電磁的記録の清算の了がったときは、そのすべての受益者、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。）

7 受託者は、信託財産に属する財産の处分に係る契約書その他の信託事務の処理に関する書類又は電磁的記録を作成し、又は取得した場合は、その作成又は取得の日から十年間、当該書類又は電磁的記録（書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあっては当該電磁的記録、電磁的記録に代えて書面を作成した場合は、当該書面）を保存しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

8 受託者は、第三項の貸借対照表及び第四項の書類又は電磁的記録（以下この項及び第二百二十四条第二項第一号において「貸借対照表等」という。）を作成した場合には、信託の清算の了の日までの間、当該貸借対照表等（書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあっては当該電磁的記録、電磁的記録に代えて書面を作成した場合は、当該書面）を保存しなければならない。ただし、その作成の日から十年間を経過した後において、受益者に対し、当該書類若しくはその写しを交付し、又は当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供したときは、この限りでない。

9 限定責任信託における第三項各号中「前条第一項

5 受託者は、前項の書類又は電磁的記録を作成したときは、その内容について受益者（信託管理人が現に存する場合にあっては、信託代理人）に報告しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（登記の効力）

第二百十九条 受託者は、第二項の会計帳簿を作成した場合には、その作成の日から十年間（当該期間内に信託の清算の了がったときは、その日までの間。次項において同じ。）、当該会計帳簿（書面に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあっては当該電磁的記録の清算の了がったときは、そのすべての受益者、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。）

6 受託者は、信託財産に属する財産の処分に係る契約書その他の信託事務の処理に関する書類又は電磁的記録（書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあっては当該電磁的記録、電磁的記録に代えて書面を作成した場合は、当該書面）を保存しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

7 受託者は、信託財産に属する財産の処分に係る契約書その他の信託事務の処理に関する書類又は電磁的記録を作成し、又は取得した場合は、その作成又は取得の日から十年間、当該書類又は電磁的記録（書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあっては当該電磁的記録、電磁的記録に代えて書面を作成した場合は、当該書面）を保存しなければならない。ただし、その作成の日から十年間を経過した後において、受益者に対し、当該書類若しくはその写しを交付し、又は当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供したときは、この限りでない。

8 受託者は、第三項の貸借対照表及び第四項の書類又は電磁的記録（以下この項及び第二百二十四条第二項第一号において「貸借対照表等」という。）を作成した場合には、信託の清算の了の日までの間、当該貸借対照表等（書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあっては当該電磁的記録、電磁的記録に代えて書面を作成した場合は、当該書面）を保存しなければならない。ただし、その作成の日から十年間を経過した後において、受益者に対し、当該書類若しくはその写しを交付し、又は当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供したときは、この限りでない。

9 限定責任信託における第三項各号中「前条第一項

又は第五項」とあるのは「第二百二十二条第二項又は第七項」と、同条第四項第一号及び第六項各号中「前条第二項」とあるのは「第二百二十二条第三項又は第四項」とする。

第二百二十三条

裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、前条第二項から第四項までの書類の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(受託者の第三者に対する責任)

第二百二十四条 限定責任信託において、受託者が信託業務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該受託者は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 限定責任信託の受託者が、次に掲げる行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、受託者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 貸借対照表等に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

二 虚偽の登記

三 虚偽の公告

3 前二項の場合において、当該損害を賠償する責任を負う他の受託者があるときは、これらは、連帶債務者とする。

(受益者に対する信託財産に係る給付の制限)

第二百二十五条 限定責任信託においては、受益者に対する信託財産に係る給付は、その給付可能額(受益者に対し給付をすることができる額)として純資産額の範囲内において法務省令で定める方法により算定される額をいう。以下この節において同じ。)を超えてすることはできない。

(受益者に対する信託財産に係る給付に関する責任)

第二百二十六条 受託者が前条の規定に違反して受益者に対する信託財産に係る給付をした場合には、次の各号に掲げる者は、連帶して(第二号に掲げる受益者があつては、現に受けた個別号に掲げる受益者があつては、現に受けた個別号に定められた給付額の限度で連帯して)、当該各号に定める義務を負う。ただし、受託者がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

一 受託者 当該給付の帳簿価額(以下この節において「給付額」という。)に相当する金銭の信託財産に対するてん補の義務

2 二 当該給付を受けた受益者 現に受けた個別の給付額に相当する金銭の受託者に対する支払の義務

3 受託者が前項第一号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、同項第二号に掲げる受益者は、当該履行された金額に同号の給付額の同項第一号の給付額に対する割合を乗じて得た金額の限度で同項第一号に定める義務を免れ、受益者が同号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、受託者は、当該履行され

れ、受益者が同号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、当該給付額に相当する金額の履約が現に受けた個別の給付額を超える場合

4 二 受託者が前項第一号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、同項第二号に掲げる受益者は、当該履行された金額に同号の給付額の同項第一号の給付額に対する割合を乗じて得た金額の限度で同項第一号に定める義務を免

れ、受益者が同号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、当該給付額に相当する支払の義務

5 二 受託者が前項第一号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、同項第二号に掲げる

6 二 受託者が前項第一号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、受託者は、当該履行された金額の限度で同項第一号に定める義務を免

れ、受益者が同号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、受託者は、当該履行された金額の限度で同項第一号に定める義務を免

れ、受益者が同号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、当該給付額に相当する

7 二 受託者が前項第一号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、当該給付額に相当する

8 二 受託者が前項第一号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、当該給付額に相当する

9 二 受託者が前項第一号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、当該給付額に相当する

10 二 受託者が前項第一号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、当該給付額に相当する

11 二 受託者が前項第一号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、当該給付額に相当する

12 二 受託者が前項第一号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、当該給付額に相当する

13 二 受託者が前項第一号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、当該給付額に相当する

14 二 受託者が前項第一号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、当該給付額に相当する

15 二 受託者が前項第一号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、当該給付額に相当する

限度で連帶して)、当該各号に定める義務を負う。ただし、受託者がその職務を行つて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

一 受託者 その欠損額(当該欠損額が給付額を超える場合には、当該給付額)に相当する支払の義務

二 受託者が前項第一号に定める義務を免れ、受益者が同号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、受託者は、当該履行され

れ、受益者が同号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、当該給付額に相当する金額の履約が現に受けた個別の給付額を超える場合

3 受託者は、前項の許可の申立てをする場合には、その弁済をすることができる。この場合においては、当該許可の申立ては、清算受託者が二以上あるときは、その全員の同意によってしなければならない。

4 第二項の許可の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。

5 第二項の規定による弁済の許可の裁判に対し

6 第二項の規定による弁済の許可の裁判に対し

7 第二項の規定による弁済の許可の裁判に対し

8 第二項の規定による弁済の許可の裁判に対し

9 第二項の規定による弁済の許可の裁判に対し

10 第二項の規定による弁済の許可の裁判に対し

11 第二項の規定による弁済の許可の裁判に対し

12 第二項の規定による弁済の許可の裁判に対し

13 第二項の規定による弁済の許可の裁判に対し

14 第二項の規定による弁済の許可の裁判に対し

15 第二項の規定による弁済の許可の裁判に対し

16 第二項の規定による弁済の許可の裁判に対し

17 第二項の規定による弁済の許可の裁判に対し

得て、少額の債権、清算中の限定責任信託の信託財産に属する財産につき存する担保権によつて担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができる。この場合においては、当該許可の申立ては、清算受託者が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。

一 受託者 清算受託者は、前項の許可の申立てをする場合には、その原因となる事實を疎明しなければならない。

二 受託者が前項第一号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、当該給付額に相当する支払の義務

3 受託者が現に受けた個別の給付額を超える場合

4 受託者が現に受けた個別の給付額を超える場合

5 受託者が現に受けた個別の給付額を超える場合

6 受託者が現に受けた個別の給付額を超える場合

7 受託者が現に受けた個別の給付額を超える場合

8 受託者が現に受けた個別の給付額を超える場合

9 受託者が現に受けた個別の給付額を超える場合

10 受託者が現に受けた個別の給付額を超える場合

11 受託者が現に受けた個別の給付額を超える場合

12 受託者が現に受けた個別の給付額を超える場合

13 受託者が現に受けた個別の給付額を超える場合

14 受託者が現に受けた個別の給付額を超える場合

15 受託者が現に受けた個別の給付額を超える場合

16 受託者が現に受けた個別の給付額を超える場合

17 受託者が現に受けた個別の給付額を超える場合

二百四十三条において同じ。)であると

きは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称

(変更の登記)

第二百三十三条 限定責任信託の事務処理地に変

更があつたときは、二週間以内に、旧事務処理

地においてはその変更の登記をし、新事務処理

地においては前条各号に掲げる事項を登記しな

ければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において限定責任

信託の事務処理地に変更があつたときは、その

変更の登記をすれば足りる。

3 前条各号(第四号を除く。)に掲げる事項に

変更があつたときは、二週間以内に、その変更

の登記をしなければならない。

(職務執行停止の仮処分命令等の登記)

第二百三十四条 限定責任信託の受託者の職務の

執行を停止し、若しくはその職務を代行する者

を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変

更し、若しくは取り消す決定がされたときは、

その事務処理地において、その登記をしなけれ

ばならない。

(終了の登記)

第二百三十五条 第百六十三条(第六号及び第七

号に係る部分を除く。)若しくは第一百六十四条

第一項若しくは第三項の規定により限定責任信

託が終了したとき、又は第二百六十六条第一項の

定めを廃止する旨の信託の変更がされたときは、

二週間以内に、終了の登記をしなければな

らない。

(清算受託者の登記)

第二百三十六条 限定責任信託が終了した場合に

おいて、限定責任信託が終了した時における受

託者が清算受託者となるときは、終了の日か

ら、二週間以内に、清算受託者の氏名又は名称

及び住所を登記しなければならない。

2 信託行為の定め又は第六十二条第一項若しく

は第四項若しくは第七十三条第一項の規定に

より清算受託者が選任されたときも、前項と同

様とする。

3 第二百三十三条第三項の規定は、前二項の規

定による登記について準用する。

(清算結了の登記)

第二百三十七条 限定責任信託の清算が結了した

ときは、第二百八十四条第一項の計算の承認の日

から、二週間以内に、清算結了の登記をしなけ

ればならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第二百三十八条 限定責任信託の事務処理地を管轄する法

務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局

又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさ

どる。

(登記の申請)

第二百三十九条 第二百三十二条及び第二百三十

三条の規定による登記は受託者の申請によつ

て、第二百三十五条から第二百三十七条までの

規定による登記は清算受託者の申請によつてす

る。

2 前項の規定にかわらず、信託財産管理者又

は信託財産法人管理人が選任されている場合に

は、第二百三十二条及び第二百三十三条の規定

による登記(第二百四十六条の規定によるもの

を除く。)は、信託財産管理者又は信託財産法

人管理人の申請によつてする。

(限定責任信託の定めの登記の添付書面)

第二百四十条 限定責任信託の定めの登記の申請

書面には、次に掲げる書面を添付しなければなら

ない。

1 限定責任信託の信託行為を証する書面

2 受託者が法人であるときは、当該法人の登

記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区

域内に当該法人の本店又は主たる事務所があ

る場合を除く。

3 会計監査人設置信託においては、次に掲げ

る書面

イ 就任を承諾したことを証する書面

ロ 会計監査人が法人であるときは、当該法

人の登記事項証明書。ただし、当該登記所

の管轄区域内に当該法人の主たる事務所があ

る場合を除く。

ハ 会計監査人が法人でないときは、当該法

人の登記事項証明書。ただし、当該登記所

の管轄区域内に当該法人の主たる事務所があ

る場合を除く。

(変更の登記の添付書面)

第二百四十二条 事務処理地の変更又は第二百三

十二条各号(第四号を除く。)に掲げる事項の

変更の登記の申請書には、事務処理地の変更又

は登記事項の変更を証する書面を添付しなけれ

ばならない。

2 法人である新受託者の就任による変更の登記

の申請書には、前条第二号に掲げる書面を添付

しなければならない。

3 第二百三十三条第三項の規定は、前二項の規

(清算受託者の登記の添付書面)

第二百四十三条 次の各号に掲げる者が清算受託

者となつた場合の清算受託者の登記の申請書に

しなければならない。

(清算受託者の登記の添付書面)

第二百四十四条 次に掲げる者が清算受託者と

は、当該各号に定める書面を添付しなければな

らない。

1 信託行為の定めにより選任された者 次に

イ 当該信託行為の定めがあることを証する

書面

ロ 選任された者が就任を承諾したことを見

る書面

2 第六十二条第一項の規定により選任された

者 次に掲げる書面

ロ 第六十二条第一項の合意があつたことを見

る書面

3 第六十二条第四項又は第七十三条第一項

の規定により裁判所が選任した者 その選任

を証する書面

2 第二百四十条(第二号に係る部分に限る。)

の規定は、清算受託者が法人である場合の清算

受託者の登記について準用する。

(清算受託者に関する変更の登記の添付書面)

第二百四十五条 清算受託者の退任による変更の

登記の申請書には、退任を証する書面を添付し

なければならない。

2 第二百三十六条第一項に規定する事項の変更

の登記の申請書には、登記事項の変更を証する

書面を添付しなければならない。

3 第二百四十二条第一項の規定は、法人である

清算受託者の就任による変更の登記について準

用する。

(清算結了の登記の添付書面)

において準用する場合を含む。)の規定によ

る受託者又は信託財産管理者若しくは信

託財産法人管理人の解任の裁判

ロ 第六十四条第一項(第七十四条第六項に

おいて準用する場合を含む。)の規定によ

る信託財産管理者又は信託財産法人管理人

の選任の裁判

二 次に掲げる裁判が確定したとき。

イ 前号イに掲げる裁判を取り消す裁判

ロ 第百六十五条又は第一百六十六条の規定に

おいて準用する場合を含む。)の規定によ

る信託の終了を命ずる裁判

(商業登記法及び民事保全法の準用)

第二百四十七条 限定責任信託の登記について

は、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五

号)第二条から第五条まで、第七条から第十五

条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二

十一条から第二十四条まで、第二十六条、第二

十七条、第五十一条から第五十三条まで、第七

十二条第一項、第一百三十二条から第一百三十七条

まで並びに第百三十九条から第一百四十八条まで

並びに民事保全法第五十六條の規定を準用す

る。この場合において、商業登記法第五十一条

第一項中「本店」とあるのは「事務処理地(信

託法(平成十八年法律第八号)第二百六条

第二項第四号に規定する事務処理地をいう。以

下同。)」と、「移転した」とあるのは「変更

した」と、同項並びに同法第五十二条第二項、

第三項及び第五項中「新所在地」とあるのは

「新事務処理地」と、同法第五十一条第一項及

び第二項並びに第五十二条中「旧所在地」とあ

るのは「旧事務処理地」と、同法第七十一条第

一項中「解散」とあるのは「限定責任信託の終

了」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表

する者その他法人の役員」とあるのは「限定責

任信託の受託者又は清算受託者」と、「法人の本店又は主たる事務所の所在地(外国法人については、各事務所の所在地)」とあるのは「限定責任信託の事務処理地(信託法(平成十八年法律第八号)第二百六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。)」と読み替えるものとする。

第二百四十八条 第十章 受益証券発行限定責任信託の特例

第二百四十九条 受益証券発行限定責任信託の申

請書には、前条第二号に掲げる書面を添付

しなければならない。

第二百五十条 第五十八条第四項(第七十条(第七十四

条第六項において準用する場合を含む。)

においては、信託行為の定めにより、

会計監査人を置くことができる。

2 受益証券発行限定責任信託であつて最終の貸借対照表(直近の第二百二十二条第四項の時期において作成された貸借対照表をいう。)の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上であるものにおいては、会計監査人を置かなければならない。

3 第一項の信託行為の定めのある信託及び前項に規定する信託(以下「会計監査人設置信託」と総称する。)においては、信託行為に会計監査人を指定する定めを設けなければならない。(会計監査人の資格等)

第二百四十九条 会計監査人は、公認会計士(外国公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三号)第十六条の二)第五項に規定する外国公認会計士をいう。)を含む。第三項第二号において同じ。)又は監査法人でなければならぬ。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを受託者に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法の規定により、第二百二十二条第四項に規定する書類又は電磁的記録について監査をすることができない者

二 受託者若しくはその利害関係人から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの(会計監査人が欠けた場合の措置)

第二百五十条 会計監査人設置信託において、会計監査人が欠けた時から二箇月以内に、その合意により、新たな会計監査人(以下この条において「新会計監査人」という。)を選任しなければならない。

2 前項に規定する場合において、委託者が現に存しないとき、又は会計監査人が欠けた時から二箇月を経過しても同項の合意が調わないときは、新会計監査人の選任は、受益者のみでこれをすることができる。

3 前二項に規定する場合において、受益者が二人以上あるときは、受託者(信託監督人が現に

存する場合にあつては、受託者又は信託監督人が選任されたときは、当該新会計監査人について信託行為に第二百四十八条第三項の定めが設けられたものとみなす。)においては、信託行為に会計監査人が欠けた場合には、辞任により退職した会計監査人は、新会計監査人が選任されるとまで、なお会計監査人としての権利義務を有する。(会計監査人の辞任及び解任)

第二百五十二条 会計監査人は、第二百二十二条第四項の書類又は電磁的記録を監査する。この場合において、会計監査人は、法務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの開覧及び謄写をし、又は受託者に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの

3 会計監査人は、その職務を行うに当たつては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第二百四十九条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二 受託者又はその利害関係人

三 受託者又はその利害関係人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

(会計監査人設置信託において、会計監査人が欠けたときの措置)

第二百五十三条 会計監査人は、その職務を行つては、会計監査人が欠けた時から二箇月以内に、その合意により、新たな会計監査人(以下この条において「新会計監査人」という。)を選任しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定により新会計監査人が選任されたときは、当該新会計監査人について信託行為に第二百四十八条第三項の定めが設けられたものとみなす。)においては、会計監査人が欠けた場合には、辞任により退職した会計監査人は、新会計監査人が選任されるとまで、なお会計監査人としての権利義務を有する。(会計監査人の損失でん補責任等)

第二百五十四条 会計監査人がその任務を怠つたことによつて信託財産に損失が生じた場合に、受益者は、当該会計監査人に對し、当該損失のてん補をすることを請求することができること。

2 前項の規定による損失のてん補として会計監査人が受託者に對し交付した金銭その他の財産は、信託財産に帰属する。

第二百五十五条 会計監査人設置信託において、会計監査人がその職務を行うに当たつては、重い過失があつたときは、当該会計監査人は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 会計監査人設置信託の会計監査人が、第二百五十二条第一項の会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項について虚偽の記載又は記録をしたときも、前項と同様とする。ただし、会計監査人が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではない。

3 前二項の場合において、当該損害を賠償する責任を負う他の会計監査人があるときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第二百五十六条 第百二十七条第一項から第五項までの規定は、会計監査人の費用及び支出の日(会計監査人の費用等及び報酬)

と、同条第八項中「作成した場合には」とあるのは「作成し、第二百五十二条第一項の会計監査を受けた場合には」と、「当該書面」とあるのは「当該書面」及び「当該会計監査報告」とする。

第二百五十七条 会計監査人設置信託に係る信託行為に第二百二十四条の別段の定めがない場合における第百十八条の規定の適用については、同条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び会計監査人」と、同条第二項中「受託者」とあるのは「受託者又は会計監査人」とする。

第二百五十八条 受益者の定め(受益者を定める方法の定めを含む。以下同じ。)のない信託は、第三条第一号又は第二号に掲げる方法によつてすることができる。

2 受益者の定めのない信託においては、信託の変更によつて受益者の定めを設けることはできない。

3 受益者の定めのある信託においては、信託の変更によつて受益者の定めを廃止することはできない。

4 第三条第二号に掲げる方法によつて受益者の定めのない信託をするときは、信託管理人を指定する定めを設けなければならない。この場合においては、信託管理人の権限のうち第百四十五条第二項各号(第六号を除く。)に掲げるものを行使する権限を制限する定めを設けることはできない。

2 受益者の定めのない信託においては、信託の変更によつて受益者の定めを設けることはできない。

3 受益者の定めのある信託においては、信託の変更によつて受益者の定めを廃止することはできない。

4 第三条第二号に掲げる方法によつて受益者の定めのない信託をするときは、信託管理人を指定する定めを設けなければならない。この場合においては、信託管理人の権限のうち第百四十五条第二項各号(第六号を除く。)に掲げるものを行使する権限を制限する定めを設けることはできない。

5 第三条第二号に掲げる方法によつてされた受益者の定めのない信託において信託管理人を指定する定めがない場合において、遺言執行者の定めがあるときは、当該遺言執行者は、信託管理人を選任しなければならない。この場合において、当該遺言執行者が信託管理人を選任したときは、当該信託管理人について信託行為に前項前段の定めが設けられたものとみなす。

6 第三条第二号に掲げる方法によつてされた受益者の定めのない信託において信託管理人を指定する定めがない場合において、遺言執行者の定めがないときは、又は遺言執行者となるべき者として指定された者が信託管理人の選任をせず、若しくはこれをすることができないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託管理人を選任することができる。この場合において、信託管理人の選任の裁判があつたときは、当該信託管理人について信託行為に前段の定めが設けられたものとみなす。

受益証券発行信託の受託者、信託財産管理業者、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人、信託監督人又は受益権原簿管理人は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

令により選任された受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人又は信託監督人は、第二百五十条第三項の規定に違反して、会計監査人の選任の手続をすることを怠ったときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑罰を科すべきときは、この限りでない。

第二百七十二条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第二百十八条第一項の規定に違反して、限定責任信託の名称中に限定責任信託という文字を用いなかつた者

二 第二百八十八条第二項の規定に違反して、限
定責任信託であると誤認されるおそれのある文
字をその名又は商号中に使用した者

附 則（平成二三年六月二十四日法律第七四号）抄
第一条　この法律は、公布の日から起算して二十九年を経過した日から施行する。
附 則（平成二五年五月三一日法律第二八号）抄
この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。
附 則（平成二六年六月二七日法律第九一号）抄
この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
附 則（平成一九年六月二日法律第四五号）
この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三条の二、第一百三十三条の三、及び第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び

規定に限る。）、第八十五条、第二百二条、第一百七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について（なお並前の例による。）

第六条 附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日（以下「第一号施行日」という。）前にされた信託については、第一号施行日以後にその効力を生ずるものであつても、第五十九条の規定による改正後の信託法第七条、第五十六条第一項（同法第二百二十八条第一項、第三百三十四条第一項及び第二百四十二条第一項において準用する

場合を含む。) 及び第百二十四条(同法第百三十七条及び第百四十四条において準用する場合を含む。) の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を戻す後見人又は被監査人

不法人の従業員の資本を所属被従業人に供給することを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除

その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。
附 則（令和元年一二月一一日法律第七

一
号

則平成一八年六月二日法律第五〇抄附号)

第一号抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号を除いて、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（令和元年一二月一日法律第七号）
附 則
（一）

第十四条 第五十九条 第六十一条 第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正）

この法律は、会社法改正法の施行の日から施する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

六条の二中「商業登記法」(一)とあるのは「宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)第六十五条において準用する商業登記法」(一)と、

事業組合契約に関する法律第七十三条の改正規定（「第十九条の二」）の下に「第十九条の三、第二十一条」を加える部分に限る。）並びに第

第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定（第六十八条第二項）を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十二条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第百二十四条及び第百二十五条の規定

（一）第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第六条の規定（同条中商業登記法第九十条の次に一条を加える改正規定及び同法第九十一条第二項の改正規定（前条）を「第九十条」に改める部分に限る。）並びに登記法第九十条の次に一条を加える改正規定及同号に掲げる改正規定を除く。）、第七条の規定、第十五条中一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第三百三十条の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、第十六条第五項の規定、第十七条中信託法第一百四十七条の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、第十八条中職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十八条の改正規定（第十九条の一）の下に「第十九条の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「同法第二十七条中「本店」とある部分を除く。」を削る部分及び「事務所」との下に「同法第十二条の二第五項中「營業所（会社にあつては、本店）」とあり、並びに同法第十七条第二項第一号及び第五十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」とを、「選任された者」との下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第五十五条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「職員団体等に

「商業登記法第百四十五条」とあるのは、宗教法人法第六十五条において準用する商業登記法(「第一百四十五条」とを加える部分に限る)、第六十八条の規定、第六十九条中消費生活協同組合法第九十二条の改正規定(「第十七条から」の下に、「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」との下に、「同法第百四十六条の中「商業登記法」とあるのは、「消費生活協同組合法第九十二条において準用する商業登記法(「昭和二十二年法律第二百号」)第九十二条において準用する商業登記法」と、「商業登記法(「第四十五条」と)を加える部分に限る)、第七十三条第三項の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定(次号に掲げる部分を除く)、第八十五条中漁船損害等補償法第八十三条の改正規定(「第十七条から」の下に、「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」との下に、「商業登記法第百四十五条」とあるのは、「漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第八十三条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは、「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法第百四十五条」とを加える部分に限る)、第八十六条の規定、第九十三条中中小企業等協同組合法第一百三条の改正規定(次号に掲げる部分を除く)、第九十四条第三項の規定、第九十六条中商品先物取引法第二十九条の改正規定(「第十七条から」の下に、「第十九条の三まで、第二十二条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分に限る)、第九十七条、第九十九条及び第一百一条の規定、第一百二条中技術研究組合法第一百六十八条の改正規定(次号に掲げる部分を除く)、第一百三条第三項の規定、第一百七条中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三十三条の改正規定(「第十九条の二」の下に、「第十九条の三、第二十二条」を加える部分に限る)、第一百八条の規定、第一百十二条中有限責任

月を超えない範囲内において政令で定める日
百十二条の規定 公布の日から起算して一年三
第一項中「外国法人の登記及び夫婦財産契約の
登記に関する法律第四条の改正規定」(並びに
第一百三十二条)を「百三十二条から百三
十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分
に限る)、第三条から第五条までの規定、第六
条中「商業登記法第七条の二、第十一条の二、第
十五条、第十七条及び第十八条の改正規定、同
法第四十八条の前の見出しを削る改正規定、同
条から同法第五十条まで並びに同法第八十二条
第二項及び第三項の改正規定、同条第四項の改
正規定(「本店の所在地における」を削る部分
に限る)、同法第八十七条第一項及び第二項並
びに第九十一条第一項の改正規定、同条第二項
の改正規定(「本店の所在地における」を削る
部分に限る)、並びに同法第九十五条、第一百十
一条、第一百八条及び第一百三十八条の改正規
定、第九条中社債、株式等の振替に関する法律
第一百五十二条第二項第一号の改正規定、同法第
百五十五条第一項の改正規定(「以下この条
の下に「及び第一百五十九条の二第二項第四号」
を加える部分に限る)、同法第一百五十九条の次
に一条を加える改正規定、同法第二百二十八条
第二項の表第一百五十九条第三項第一号の項の次
に次のように加える改正規定、同法第二百三十三
条第一項の改正規定(「まで」の下に「、第
一百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に
限る)、同条第二項の表第一百五十九条第一項の
項の次に次のように加える改正規定及び同法第
二百三十九条第二項の表に次のように加える改
正規定、第十条第二項から第二十三項までの規
定、第十一条中会社更生法第二百六十一條第一
項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施
行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十
六条の改正規定 第十五条中一般社団法人及び
一般財團法人に関する法律の目次の改正規定
(従たる事務所の所在地における登記(第三百
十二条第一項第三百四十四条)を「削除」に改める
部分に限る)、同法第四十七条の次に五条を加
える改正規定、同法第三百二十二条第二項第四号
次に一号を加える改正規定、同法第六章第四節
第三款、第三百十五条及び第三百二十九条の改
正規定、同法第三百三十条の改正規定(第四
百三十二条の規定

十九条から第五十二条まで」を「第五十一条、第五十二条」に、「及び第一百三十二条」を「第一百三十二条から第百三十七条まで及び第一百三十九条」に改め、「〔支店〕とあるのは「従たる事務所」と「削る部分に限る」並びに同法第三百四十二条第十号の次に「一号を加える改正規定、第十七条中信託法第二百四十七条の規定、第二十五条中金融商品取引法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四第二項を削る改正規定、同法第九十条の改正規定〔第七十七条から〕」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五条号及び第十号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び「読み替える」を「同法第一百四十六条の二中商業登記法」とあるのは「金融商品取引法昭和二十二年法律第二十五号」、第九十条において準用する商業登記法〔と、商業登記法第一百四十五条〕とあるのは「金融商品取引法第二百四十五条の十一の改正規定〔第十七条から〕」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を「第十四条号及び第十六号」を「第十五号及び第十七号」に改める部分及び「読み替える」を「同法第一百四十六条の二中商業登記法〔と、商業登記法第一百四十五条〕とあるのは「金融商品取引法昭和二十三年法律第二百四十五条号」に改める部分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び「読み替える」を「同法第一百四十六条の二中商業登記法〔と、商業登記法第一百四十五条〕とあるのは「金融商品取引法第二百四十五条号」に改める部分を除く。並びに同法第一百四十五条第一項及び第一百四十六条の改正規定、第二十七条中損害保険料率算出団体に関する法律第二十三条から第二十四条の二までの改正規定及び同法第二十五条の改正規定〔第二百四十五条の二まで〕を「第十九条の三まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十一条から〕に、「第十五号及び第十六号」を「第十四条号」に改める部分を除く。第三十二条

改正規定、同法第六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定（第三百五十五条第一項本文及び第四項）の下に「から第六項まで」を加える部分を除く）、同法第六十四条第四項の改正規定、同法第六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定（第三百五十五条第一項本文及び第四項）の下に「、同法第四十六条第一項及び第二項」を削る部分及び「、同法二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「第一百七十五条」との下に「、同法第四十六条の二中「商業登記法（一）とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条において準用する商業登記法第四十五条第一項」と「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条において準用する商業登記法第四十五条第一項」とを加える部分を除く。）及び同法第二百四十九条第十九号の次に一号を加える改正規定（第三十四条中信用金庫法の目次の改正規定（第四十八条の八）を「第四十八条の十三」に改める部分に限る）、同法第四十六条第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の八の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条（第四十八条の八）を「第四十八条の十三」に改める部分に限る）、同法第四十六条第一項の改正規定、同法第八十五条の改正規定（前号に掲げる部分を除く）、同法第八十九条の四第四項の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定（前号に掲げる部分を除く）、同法第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定（前号に掲げる部分を除く）、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定（同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二条第五項第三号の改正規定を除く。）、第三百一十五条第一項の改正規定、同法第四十九条第一項の改正規定（同法第四十九条第一項の改正規定（規定中）を「規定（同法第二百九十八条（第一項第三号及び第四号を除く。）、第三百一十五条の二並びに第三百一十五条の五第二項を除く。）」中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定（同法第二百九十九条第一項及び第三百一十四条、第三百一十八条第四項、第三百一十五条の二並びに第三百一十五条の五第二項を除く。）」中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定

百二十五条の三第一項第五号を除く。) 中に改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」との下に「これらの規定中」を加え、「これらの規定(同法第二百九十八条第一項(各号を除く。)及び第四項、第三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第三百四十四条並びに第三百十八条第四項を除く。)」に「各号を除く。)及び第四項中」を「第三号及び第四号を除く。)中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び第三百条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、「第三百十一条第四項及び第三百十二条第五項」を「第三百十一条第一条中「議決権行使書面」に改め、「共同社」とあるのは「議決権行使書面(保険業法第四十八条第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。)」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並びに第六项第一号及び第二号」に改め、「共同社」とあるのは「議決権行使書面(保険業法第四十八条第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定(「第48条」を「第五十一條」に改め、「登記」と「第48条」を「第37条」に「職權抹消」を「職權抹消」並びに第三百三十九条から第一百四十八条まで(「に改める部分及び「第四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第二項」と、同法第六十四条第一項(「とあるのは「保険業法(平成七年法律第五十五条第一項)第六十七条において準用する商業登記法」と、「この法律に」とあるのは「保険業法第百四十五条」とあるのは「保険業法第六十七条において準用する商業登記法」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。)、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六

る。同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定、同法第七十八条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三条の改正規定、第五十八条及び第六十二条の規定、第六十七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六十九条中消費生活協同組合法第八十一条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第六十九条中消費生活協同組合法第八十一条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）第七十一条中医療法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（同条第四号中「第五十一条の三」を「第五十一条の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定（第七十七条（第三項ヲ除ク）を「第十七条」に改める部分に限る。）、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七第三項の改正規定及び同法第一百一条第二項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改正規定、同法第八十三条までの改正規定及び同法第八十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び第一百条第二項の改正規定並びに同法第一百二十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、同法第二十二条第二項の改正規定、第九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第一百三条の改正規定、第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十二条から第九十五条まで、第九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第一百三条の改正規定（二、第四十八条）を、「第五十一条」に、「並びに第一百三十条」を、「第五十一条」に、「並びに第一百三十

二条」を、「第百三十二条から第百三十七条まで並びに第一百三十九条」に改める部分及び「第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と削る部分に限る。第九十六条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と削る部分に限る。同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第十九条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（（第八項）の下に「第三十八条の六」を加える部分を除く。）、第一百条の規定（同条中中小企業団体の組織に関する法律第一百三十三条第一項第十三号の改正規定を除く。）、第一百二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章規定（（二、第四十八条）を「第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第一百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第一百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項「を削る部分に限る。）、第一百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第百十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

第一号抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
該各号に定める日から施行する。

附 則（令和二年五月二九日法律第三
一五百九条の規定）
（施行期日）
号抄
（令和四年六月一七日法律第六八
一五百九条の規定）
（施行期日）
第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二条」を、「第百三十二条から第百三十七条まで並びに第一百三十九条」に改める部分及び「各号に定める日から施行する。

同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と削る部分に限る。同法第十九条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（（第八項）の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十二条第一項第一項第三号の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定（（二、第四十八条）を「第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第一百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第一百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項「を削る部分に限る。）、第一百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第百十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（（二の謄本）の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十八条及び第四十五条の規定（民法第九十八条第一項及び第一百五十二条第一項及び第一百五十三条第一項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第十三条の改正規定、第四十八条及び第四十五条の規定（民法第九十八条第一項及び第一百五十二条第一項の改正規定を除く。）、第四十二条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日